

決算特別委員会次第 第1日

令和4年8月4日(木)

1. 委員長の互選
2. 議席の指定
3. 副委員長の互選
4. 議案上程(議案第51号)
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決
5. 議案上程(議案第52号から第56号まで)
補足説明、監査委員総括意見、質疑、討論、表決

出席委員(14人)

2番 古 仲 清 尚	3番 鈴 木 元 章	4番 安 田 健次郎
5番 吉 田 洋 平	6番 蓬 田 司	7番 船 木 正 博
8番 佐 藤 誠	9番 畠 山 富 勝	10番 進 藤 優 子
12番 太 田 穰	13番 三 浦 利 通	14番 小 野 肇
15番 田 井 博 之	16番 小 松 穂 積	

欠席委員(1人)

11番 笹 川 圭 光

議会事務局職員出席者

事務局 長	岩 谷 一 徳
副事務局 長	清 水 幸 子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 事	菅 原 優 美

説明のため出席した者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
監査委員(議会選出)	吉 田 清 孝	監査委員(非常勤)	鈴 木 誠

監査事務局長	目黒一人	病院事務局長	三浦大成
同副事務局長	伊藤雄	同事務局長補佐	佐沢由美子
企業局長	佐藤孝悦	企業局管理課長	畠山隆之
同主幹	加藤明人	同主幹	三浦広光
同副主幹	栄田親	ガス上下水道課長	三浦昇
同主幹	佐沢敦也	同主幹	鎌田武志
同副主幹	畠山靖隆		

午前10時03分 開 会

○臨時委員長（安田健次郎） これより決算特別委員会を開会いたします。

委員会条例の規定により、委員長が決まるまで、暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

本日、笹川委員から欠席の届出があります。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

これより本日の議事に入ります。

委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（安田健次郎） 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

委員長には、三浦利通委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました三浦利通委員を、委員

長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○臨時委員長(安田健次郎) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三浦利通委員が委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

委員長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休 憩

○委員長(三浦利通) 皆さん、おはようございます。

ただいま決算特別委員長に指名いただきました三浦です。皆様方の御協力をいただきながら委員長の職務を務めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時06分 再 開

○委員長(三浦利通) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の進行上、議席を指定いたします。議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

次に、副委員長の互選を議題といたします。

お諮りいたします。互選の方法については、会議規則第125条第5項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、互選の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、当席において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、当席において指名することに決しました。

副委員長には、古仲清尚委員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま当席において指名いたしました古仲清尚委員を、副委

員長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました古仲清尚委員が副委員長に当選されました。

以上、告知いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時07分 休 憩

午前10時08分 再 開

○委員長(三浦利通) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第51号令和3年度男鹿みなど市民病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。三浦男鹿みなど市民病院事務局長

○病院事務局長(三浦大成) おはようございます。

それでは、私から、議案第51号令和3年度男鹿みなど市民病院事業会計決算について、補足説明をいたします。

本日は、決算内容の御説明に当たりまして、御理解の一助となりますよう、お手元に参考資料を御用意いたしました。当日配付となり、大変申し訳ございませんが、決算書と合わせて御覧いただければと存じます。

補足説明につきましては、およそ30分ほど見込んでございます。お時間を何とぞ賜りますようよろしくお願い申し上げます。

では、恐れ入りますが、着席にて御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

初めに、令和3年度決算の要点につきまして、お配りいたしました参考資料により御説明いたします。

参考資料の上段「1. 全体概要」の欄を御覧願います。

要点としましては3点整理してございます。

一つとして、収益的収支における経常利益・純利益につきましては、前年度比67.9パーセント増の7,432万5,000円となり、新型コロナの感染拡大に伴う診

療実績の減少を受けながらも、減収増益により収支を改善し、黒字を確保することができたものでございます。

また、一般会計繰入金の状況につきましては、一般会計への依存の抑制の観点から、3年度におきましては、総務省が示しております繰出基準に基づく繰り出しの基準内繰入に限ったものとし、かつ、一つ目安としてまいりました5億円を下回る水準に抑えることができました。

二つとしましては、診療実績の減による医業収益の減少に伴い、医業費用も減少しましたが、その一方で秋田中央保健所管内で唯一の新型コロナ患者の受入れ病床、こちらを有する拠点病院としまして、患者の積極的な受入れを行った結果、関連の国県補助金、こちらは医業外収益となりますが、これが増加し、収支の改善・確保に寄与したところでございます。

三つとしましては、3年度は、元年度策定の経営改善計画の計画2年目に当たりましたが、新型コロナ対応下でも取組を継続し、その経済効果は、病棟再編による効果の発現が通年化したことなどにより、計画比141.1パーセントの1億5,082万円を算定しており、本業である医業における収益力の維持向上につながったものと考えてございます。

なお、「効果の発現の通年化」という点を補足しますと、病棟再編のこの大掛かりな取組、こちらにつきましては、2年度の年度途中に実施いたしましたため、2年度におきましては、経済効果の発現が限定的、数か月分しか出なかったということでございます。しかしながら、3年度は4月から通年で効果が発現しましたので、そのメリットを存分に享受することができたという内容でございます。

3年度決算の大要としましては、以上3点整理させていただきましたが、各点につきまして、お手元の決算書に従い、さらに補足させていただきたいと存じます。

まず、病院事業の概況でございます。

恐れ入りますが、決算書の17ページ、こちらをよろしく願います。

こちら、事業報告書でございます。参考資料では「2. 事業概要等」の欄となりますので、併せて御覧いただければと存じます。

決算書17ページ上段の(1)総括事項(イ)でございます。こちらには診療科目等を記載してございますが、診療科目につきましては、記載の13科を標榜し、許可

病床数145床を有する市内唯一の総合病院として、また、へき地医療の拠点として医療体制の充実に努めております。

医師につきましては、2年度と同様、常勤医師14名の体制となっております。

内訳としましては、内科5名、外科5名、整形外科2名、小児科、耳鼻咽喉科各1名となっております。

次に、(ロ)の患者の利用状況についてであります。

入院では、延べ患者数が前年度比3,754人、9.0パーセント減の3万7,775人、1日平均では10.3人減の103.5人、病床利用率は7.1ポイント減の71.4パーセント、外来では、延べ患者数が4,352人、6.3パーセント減の6万4,917人となっております。

患者数につきまして補足いたしますと、新型コロナ以前の令和元年度、こちらと比べまして入院では10.2パーセント、外来では15.8パーセントの減となり、入院、外来とも減少が続いている状況でございます。

また、患者1人当たりの診療単価につきましては、入院が3万3,872円で、前年度と比較し1,067円の増、外来が9,998円で、685円の減となっております。入院では病棟再編による効果等で向上した一方、外来ではクラスター発生の診療実績の減が響くなど、微減となっております。

次に、(ハ)の建設改良についてでございます。

令和3年度は、中央監視装置の改修工事等を行いましたほか、より安全な医療を提供するための医療備品として、骨手術システム等11件、その他備品3件をそれぞれ整備してございます。

次に、(ニ)の財政面についてでございます。

総収益は、25億6,320万3,872円で、前年度と比較し646万4,715円、0.3パーセントの減となっております。

内訳といたしましては、入院収益が12億7,953万2,561円で、前年度と比較し8,280万5,754円、6.1パーセントの減、外来収益は6億4,907万920円で、9,094万3,927円、こちらは12.3パーセントの減、その他医業収益は1億1,803万4,032円で、339万9,448円、3.0パーセントの増となっております。

医業外収益につきましては5億1,656万6,359円で、前年度と比較しまして1億6,388万5,518円、46.5パーセントの増となっております。増加の要因は、新型コロナ対応に伴う国県補助金の増でございます。

一方、総費用につきましては、24億8,887万8,996円で、前年度と比較し3,652万6,413円、1.4パーセントの減となっており、内訳といたしましては、医業費用が23億7,758万286円で、前年度と比較し2,331万9,060円、1.0パーセントの減、医業外費用は1億1,129万8,710円で、前年度と比較し1,320万7,353円、10.6パーセントの減となっております。

これらの結果、単年度では、前年度比3,006万1,698円、率にして67.9パーセント増の7,432万4,876円の純利益となったものでございます。

なお、(ホ)記載の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率、こちらにつきましては、3年度決算では、資金不足がございませんので資金不足比率は生じないものでございます。

なお、決算書17ページには記載はございませんが、一般会計からの繰入金の状況につきまして補足いたします。お配りの参考資料では「4. 一般会計繰入金の推移」、中ほどの中列の下段になります。こちらを御参考願います。一般会計からの繰入金につきましては、3年度は、収益的収支分、資本的収支分、合わせて4億8,758万2,000円、こちら全額、国が示す繰出基準内の繰入れとなっております。

繰入れにつきましては、平成27年度には6億4,000万円超、翌28年度以降も5億円を超える額、こちらで推移しておりまして、一般会計への依存の抑制、こちらが一つ大きな経営課題となってまいりましたが、市民病院では、経営改善の取組により収益力の向上を図り、安易な繰入れは行わないという基本的な考えの下で、一般会計への依存の抑制に努めてきたところであり、3年度には、一つ目安としてまいりました5億円を下回ることができ、かつ、基準内繰入れのみに限定することができたものでございます。

これにより、許可病床1床当たりの繰入額を算出しますと、平成28年度におきましては443万1,000円となっておりますところ、3年度は336万3,000円に抑えることができました。

以上、3年度の事業の概況を御説明いたしました。経営環境としては厳しい状況にありながらも収支を確保し、増益を実現できた要因としましては、一つには、(へ)に記載のとおり、市民の生命と健康を守るため、中央保健所管内で唯一、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を有する拠点病院として、患者の受入れ等に積極的に対応したことにより、関連の国県補助金が増加しました結果、医業外収益が増加し、前年度を上回る純利益の確保が図られたことが挙げられます。

さらに、本業の収益力の基盤づくりという観点から申しますと、2年度に引き続き取り組みました経営改善による経済効果も大きなポイントとなっております。こちらにつきましては、お手元の参考資料の「6. 経営改善による経済効果」に記載してございますが、3年度は、新型コロナの地域内での感染拡大に対応する中にありましても、計画2年目として、前年度に引き続き、単価の向上施策、コスト削減の取組、病棟再編の主に3点に取り組み、収益性の向上に向けた経営の基盤づくりに努めてまいりました。

現在、取組による経済効果の算定・評価の作業を行っておりますが、現時点での評価としましては、単価の向上施策分で5,302万9,000円、コスト削減分で739万5,000円、1病棟を地域包括ケア病棟化した病棟再編分で9,039万8,000円、計1億5,082万2,000円の経済効果があったものと算定しております。

これらを踏まえ、市民病院としましては、まず、経営改善の推進により、収益力の継続的な改善を推し進めることができたことによりまして、新型コロナの地域内における感染拡大等の影響のため診療実績が減少する中にありましても、一定の収益力の維持・向上が図られるとともに、コロナ患者の受入れ等、現下の地域課題に即した取組を積極的に行うことによりまして、関連の国県補助金が大幅に増加し、収支の確保、増益につなげることができ、一般会計への依存の抑制もあわせて図られたものと整理しているところでございます。

4年度におきましても、当面、新型コロナによる経営への影響は予断を許さない状況にございますが、市民病院におきましては、自治体病院として地域医療の中核的役割を担うべく、引き続き取組を継続し、感染症の収束後の経営も見据えつつ、経営改善を着実に推進し、持続的な経営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民病院の経営状況に関する客観的な指標、経営指標について御紹介いたします。

恐れ入りますが、決算書は次のページ、18ページをお願いいたします。

こちらは、主な経営指標としまして経常収支比率、医業収支比率、修正医業収支比率、累積欠損金比率、病床利用率、こちらの五つの経営指標の推移をまとめてご紹介します。参考資料では「5. 経営指標の推移」に同じ内容を記載しております。

各経営指標の定義、考え方につきましては、決算書18ページ下段にそれぞれ記載してございますが、概況を説明いたしますと、まず一つ目、経営の健全性を示す経常収支比率は、単年度の収支が黒字であることを示すには100パーセント以上であることが求められますが、実績では103.0パーセントとなっております。

二つ目、医業収支比率ですが、病院の本業である医業活動から生じる医業費用を、医業収益でどれだけ賄えているか、本業の費用を本業の収益でどれだけ賄えているかを示す指標でございまして、3年度は前年度比6.2ポイント減の86.1パーセントとなっております。この要因としましては、コロナの影響による診療実績の減少に伴う医業収益の減少が挙げられます。

なお、全国の同類同規模の公立病院での平均は例年8割前半、3年度の平均はまだ承知しておりませんが、2年度におきましては80.7パーセントと承知しております。これに比較しますと、決して私たちの病院の方、本業の収支比率は見劣りする状況ではないと考えております。

三つ目の修正医業収支比率は、医業収益から一般会計負担金を控除した修正医業収益が、医業費用に対してどの程度となっているかを示す指標ですが、3年度は前年度比6.3ポイント減の82.8パーセントとなっており、医業収支比率と同様の動きとなっております。減少の要因は、医業収支比率同様でございます。

なお、全国の同規模同類の公立病院の平均では、例年7割後半程度、2年度は新型コロナの影響により74.5パーセントと承知しておりまして、3年度も同様の傾向と推測しているところでございます。

四つ目の累積欠損金比率ですが、これまでの事業運営により生じた損失の累積である累積欠損金、これが事業規模に対してどの程度の大きさとなっているかを示す指標となります。実績では前年度比2.5ポイント増の75.2パーセントとなっております。

ます。累積欠損金の額は前年度よりも減少しておりますが、分母となる事業規模、すなわち医業収益でございますが、これが大きく減少しておりますので、結果として比率が上昇したという内容になっております。

なお、公立病院の同類同規模では、毎年度120パーセント程度、全国の規模別にしての平均ではもっと低いんですけども、我々の病院と同類同規模というその平均と比べますと、毎年度120パーセント前後、これに対して我々の方は7割台に抑えているという状況でございます。

引き続き、単年度の収支の確保により、黒字を維持することで累積欠損金の縮小を図るとともに、本業部分の収益である医業収益の確保に引き続き努めてまいりたいと存じております。

五つ目の病床利用率は、病床がどの程度効率的に稼働しているかを示す指標で、令和3年度実績では、前年度比7.1ポイント減の71.4パーセントとなっております。

こちらにつきましては、全国の公立の一般病院の過去実績では、平均で7割前半となっておりますけれども、2年度は64.4パーセントと大きく減っております。これは、全国的に新型コロナ患者向けの病床確保が各地域の公立病院を中心に行われておりまして、病床確保の必要から、一般患者を受け入れられない待機病床、空き病床、こちらも多く生じたためと考えられております。

当院におきましても同様の状況にありました。そして、加えて3年5月発生の院内クラスター時の入院の制限等もございましたので、利用率は低下したところでございます。

経営指標の概況につきましては以上でございます。

続きまして、決算報告書の御説明をさせていただきたいと存じます。

決算書は前の方、2ページ・3ページ目、こちらをよろしく願います。

こちらは、決算報告書でございます。

こちらの報告書につきましては、消費税込みの金額となっております。

(1)の収益的収入及び支出でございます。

まず、収入であります。第1款病院事業収益は、予算額の合計25億9,729万6,000円に対しまして、決算額は25億7,013万5,935円となり、

予算額に対し2,716万65円の減となっております。

収益の主なものの割合といたしましては、入院及び外来の診療収入が75.2パーセント、一般会計からの負担金及び補助金が12.0パーセントとなっております。

次に、下の表の支出でございますが、第1款病院事業費用は、予算額の合計26億633万2,000円に対しまして、決算額は24億9,581万1,059円で、不用額が1億1,052万941円となっております。

費用の主なものの割合といたしましては、給与費が60.3パーセント、材料費が16.3パーセント、委託料や光熱水費などの経費、こちらが15.8パーセント、減価償却費が5.4パーセントと、それぞれなっております。

次に4ページ・5ページ目をお願いいたします。

こちら(2)の資本的収入及び支出でございます。まず、収入であります。第1款資本的収入は、予算額の合計2億4,002万2,000円に対しまして、決算額は2億3,342万2,000円となり、予算額に対し660万円の減となっております。

収入の主なものの割合といたしましては、企業債が23.1パーセント、一般会計からの負担金及び補助金が76.9パーセントとなっております。

次に、支出であります。第1款資本的支出は、予算額の合計3億5,406万3,000円に対しまして、決算額は3億4,993万7,167円で、不用額が412万5,833円となっております。

支出の主なものの割合といたしましては、設備改修や医療機器の整備など建設改良費が17.3パーセント、企業債償還金が82.1パーセントとなっております。

次に、財務諸表の説明をいたします。財務諸表関係は、税抜きとなりますのでよろしくをお願いいたします。

9ページ、こちらをよろしくをお願いいたします。

こちらは、損益計算書でございます。

まず、1の医業収益は、入院及び外来収益のほか、一般会計負担金及び室料差額収益など、その他医業収益で20億4,663万7,513円、2の医業費用は、給与費、材料費、経費、減価償却費、資産減耗費及び研究研修費で23億7,758万286円、3の医業外収益は、預金利息などの受取利息配当金、一般会計からの負担金

及び補助金、新型コロナ関連の補助金など国県補助金、長期前受金戻入及びその他医業外収益で5億1,656万6,359円、4の医業外費用は、企業債などの支払利息及び消費税納税額などの雑損失で1億1,129万8,710円となっております。

1の医業収益と3の医業外収益を合わせました収益の合計、こちらは25億6,320万3,872円、2の医業費用と4の医業外費用を合わせました費用合計は24億8,887万8,996円で、この結果、下から4行目の経常収支では7,432万4,876円の黒字となりまして、当年度は同額の純利益を確保したものでございます。これに、前年度からの繰越欠損金16億1,246万2,900円を加えました最下段の当年度未処理欠損金、こちらは15億3,813万8,024円となるものでございます。

次に、10ページ・11ページをお願いいたします。

こちらは、欠損金計算書でございます。

まず、表の一番左の資本金ですが、自己資本金で内訳は過去の減債積立金及び建設改良積立金の取崩し分でございます。一番下の行の当年度末残高は、前年度末残高と同様2,849万924円となっております。

次に、表の中ほど、資本剰余金合計は、3年度における変動はなく、最下段にあります残高は2億1,419万3,050円となっております。

表の右から2列目、利益剰余金合計は、前年度末の未処理欠損金残高マイナス16億1,246万2,900円に、下から2行目の当年度純利益7,432万4,876円を加え、一番下の年度末残高、こちらにつきましてはマイナス15億3,813万8,024円となり、表の右下の資本合計年度末残高は、マイナス12億9,545万4,050円となるものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、欠損金処理計算書でございます。

未処理欠損金の当年度末残高は15億3,813万8,024円であり、全額翌年度に繰り越されるものでございます。

13ページでございます。

こちら、年度末時点での貸借対照表でございます。

御説明は、こちら最後となりますのでよろしくをお願いいたします。

こちらの貸借対照表につきましては、資産の部1、固定資産であります。 (1) 有形固定資産では、土地、建物、構築物、器械及び備品並びに車両の取得額の合計6億3,410万7,690円から、減価償却累計額の合計4億5,402万2,994円を差し引きました合計額は、表の中ほどの有形固定資産合計で1億7,008万4,696円、 (2) の投資は、医師等修学資金貸付金で、11名分、4,142万4,000円で、有形固定資産と投資を合わせました固定資産合計は1億7,150万8,696円となっております。

次に、2の流動資産であります。 (1) の現金預金が1億7,351万9,064円、 (2) の未収金は、主に2月・3月分の入院・外来の診療報酬で、貸倒引当金55万8,375円を差引き3億7,161万5,038円、 (3) の貯蔵品は、医薬品及び診療材料で2,407万4,498円となり、流動資産の合計は5億6,920万8,600円です。こちら、固定資産と流動資産を合わせました一番下の資産合計は2億3,071万7,296円となっております。

次のページをお願いします。

こちらは負債の部でございます。

3の固定負債は、 (1) の企業債が病院移転に伴う新築事業費及び医療機器等の整備費で1億3,885万6,676円、 (2) の引当金は退職給付引当金で3億8,181万8,400円、これを合わせました固定負債の合計は1億7,406万7,507円となっております。

4の流動負債は、 (1) の企業債が令和4年度の償還予定額で2億6,960万8,921円であります。

(2) の一時借入金で2億9,000万円、 (3) の未払金は、薬品及び診療材料費のほか、委託料など一般経費で1億4,833万8,608円、 (4) の預り金は、職員の所得税、住民税などで899万1,566円、 (5) の引当金は職員の賞与とそれに伴う法定福利費の引当金で7,550万4,000円、以上を合わせました流動負債の合計額は7億4,894万3,095円となっております。

5の繰延収益は、 (1) の長期前受金が1億9,573万9,063円で、 (2) の収益化累計額4億2,918万5,892円を差し引き、繰延収益合計額は1億1,655万3,175円となるものでございます。

次に資本の部でございます。

6の資本金、7の剰余金及び欠損金につきましては、先ほど欠損金計算書で御説明を申し上げておりますので内容は省略させていただきますが、下から2行目の資本金と剰余金を合わせました資本合計、こちらは、マイナス12億9,545万4,050円、また、一番下の行、負債と資本を合わせました負債資本合計は、資産合計と同額23億6,071万7,296円となっております。

財務諸表に関する御説明は以上となります。

以上で、議案第51号令和3年度男鹿みなど市民病院事業会計決算についての補足説明を終わらせていただきますが、何とぞ御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三浦利通） 次に、監査委員から決算審査における総括意見を求めます。鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠） おはようございます。

それでは、令和3年度男鹿市公営企業会計決算に関する審査意見を御報告させていただきます。

座って報告させていただきますので御了承願います。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

公営企業会計の決算審査は、令和4年6月30日に男鹿みなど市民病院事業会計、7月5日に企業局の各事業会計の審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書及び付属書類が地方公営企業法及び関係諸法令並びに企業の財務に関する諸規則に準拠して作成されているか、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、決算の計数は正確であるかといった観点から審査いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、資金不足比率の審査も併せて実施し、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、慎重に審査いたしました。

それでは、男鹿みなど市民病院事業会計、主に財務状況等について御説明をいたしたいと思います。

先ほど御覧になっていただきました令和3年度男鹿市公営企業会計決算審査意見書

及び、もう一点資料がございますけれども、令和3年度男鹿市公営企業会計資金不足比率審査意見書を御覧になっていただきたいと思ひます。

1 ページでございますが、審査の対象は、令和3年度男鹿みなと市民病院事業会計決算でございます。

先ほど病院の方から大変分かりやすい詳しい説明がございましたけれども、審査の結果でございますけれども、決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令に定められた様式によりまして作成されており、計数的に正確であると認められました。

また、事業の令和4年3月31日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下、内容につきましては、損益計算書など主なものについて御説明をいたします。先ほどの病院の説明の繰り返しとなる部分もございますが、御了承願ひます。

3 ページを御覧いただきたいと思ひます。

男鹿みなと市民病院事業の概要についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大や院内クラスターの発生などもありまして、年間患者数は、入院が3万7,775人で、前年度より3,754人の減、外来が6万4,917人で、前年度より4,352人の減となっております。また、病床利用率は71.4パーセントで、前年度より7.1ポイント減少しております。

6 ページをお開きください。

3の経営成績、(1)の比較損益計算書についてであります。表の下の方に説明が記載されておりますので、そちらを御覧になっていただきたいと思ひます。

アであります。医業収益20億4,663万7,513円に対し、医業費用は23億7,758万286円で、この結果、医業損失が3億3,094万2,773円となり、前年度より1億4,703万1,173円の減益となっております。

イであります。医業外収益5億1,656万6,359円に対し、医業外費用は1億1,129万8,710円で、この結果、4億526万7,649円の利益となり、前年度より1億7,709万2,871円の増益となっております。これは新型コロナウイルス感染症関係の国・県の多額の補助金の交付があったことなどによるものであります。

ウであります。総収益は25億6,320万3,872円、総費用は24億8,

887万8,996円で、純利益が7,432万4,876円となり、前年度より3,006万1,698円の増益となっております。

次の7ページを御覧いただきたいと思います。

(3)の人件費の医業収益に対する割合であります。69.9パーセントで、前年度より6.5ポイント増加しております。

11ページをお開きください。

(2)の財務比率であります。各比率についての説明は下の注意書きを御覧いただきたいと思います。

一つ目の流動化率は76パーセントで、前年度より9.5ポイント上昇しております。

次の自己資本構成比率はマイナス5.5パーセントで、前年度より7ポイント上昇しております。

固定資産対長期資本比率は111.2パーセントで、前年度より4.7ポイント低下しております。

累積欠損金比率は75.2パーセント、先ほど説明ありましたが、前年度より2.5ポイント上昇しております。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率は、昨年度に続き発生しておりません。

12ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきたいと思います。

以上、令和3年度の男鹿みなと市民病院事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

経営状況は、総収益25億6,320万3,872円に対して、総費用が24億8,887万8,996円で、差引き7,432万4,876円となり、3年連続の黒字決算となった。

これは、令和3年5月に発生した新型コロナウイルス感染症の院内クラスターが6月に収束するまで、入院及び外来患者数が大きく減少し、医業収益が落ち込んだものの、医業外収益として感染者の受入れ等に係る国・県からの多額の補助金を受けたことによるものである。

市の一般会計からの繰入金は4億8,758万2,000円で、減少傾向にあるが、依然多額であり、市の財政を圧迫する大きな要因となっていることから、その依存度を低下させることが強く求められている。

また、累積欠損金は15億3,813万8,024円となっており、これを削減するためにも、本業の医業収益を向上させることが喫緊の課題となっている。

こうした中で令和2年度からスタートした経営改善計画に基づき、診療単価の向上やコスト削減、病棟構成の再編等の対策に取り組んでいるが、院内クラスターの発生によって計画の着実な実行を担うプロジェクト活動の一部が休止するなど、支障も生じている。

今後は、万全な感染対策の下で、推進体制を立て直し、計画に盛り込まれた改善策を着実に実行することによって、期待される経済効果の発現を図り、本市唯一の総合病院としての機能を一層強化されたい。

以上でございます。

次に、資金不足比率審査意見書の1ページをお開き願います。

令和3年度男鹿市公営企業会計資金不足比率に関する審査意見のうち、男鹿みなと市民病院事業会計について、御説明をいたします。

審査は令和4年6月30日に実施いたしました。その結果でございますが、決算審査意見書の財務比率の部分でも申し上げましたが、2ページの表のとおり、審査に付された資金不足比率は発生しておらず、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

以上、令和3年度男鹿みなと市民病院事業会計決算及び資金不足比率に関する審査意見を述べさせていただきました。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） 以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。12番太田委員

○12番（太田穰委員） おはようございます。

局長、また、監査委員からも説明、御報告がありました。昨年5月にクラスターが発生いたしまして、1か月くらいみなと市民病院、閉院いたしましたが、男鹿・南秋

医療圏に対する影響は大きく、改めて男鹿みなと市民病院の地域での役割の大きさを感じております。

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床を有する拠点病院として、患者の受入れなどに積極的に対応し、医業外収益で国・県から1億8,800万円と多額の補助金をもらったことにより、前年度、約4,400万円の純利益を上回る約7,400万円の純利益が確保されたことは大いに評価されます。

また、一般会計からの繰入れも減少していることも大いに評価されます。

それでは、通告に従いまして数点伺います。

コロナ禍において、ここ数年の手術件数は、どう推移しているのかお伺いいたします。

それと、特定のドクターだけに負担は掛かっていないのかお伺いします。

それと、現在、連日のコロナ千人超えで、また爆発的に増えてきておりますが、市内のコロナの患者数、また、入院、自宅療養を含めて何人いるのか、それと消防、救急の方とも連絡を取り合っているのか伺います。

それと、訪問看護の収益が伸びております。4階の急性期病床から3階の地域包括病床、そして自宅、この流れの中での患者だと思えます。訪問看護は診療報酬も高いことから、今後、ベッド数を増やしていく予定はないものなのか伺います。

それと、看護師が令和2年度と比較して85名から82名と3名減になっておりますが、看護師においては1人減でもほかの看護師への負担が大きいと思うので、現在ぎりぎりの体制だと思えます。看護師不足が最重要課題であると思えます。看護師においては、何人くらい足りないのかお伺いします。

それと、看護師不足に、どう取り組んでいるのか、併せてお伺いします。

それと、看護師のクリニカルラダーにおいてスキルアップのために、どういった仕組みで研修が行われ、どう人事評価に反映されているのかお伺いいたします。

それと、現在のMRI、オープン型で患者さんにとっても優しいものでありますが、十数年前のものであると思えます。MRI技術の進歩は進んでおり、検査時間を短くし、なおかつ高画質のものも開発されております。みなと市民病院で脳ドックを行っていることもありまして、MRIの更新の今後の予定はないものなのか、それとドクターから新しくした方がいいとの声はないものなのかお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦利通） 三浦病院事務局長

○病院事務局長（三浦大成） 御質問、大変ありがとうございます。

今、冒頭で地域での役割の大きさを感じているという過分な御評価いただきましたけれども、まず改めまして3年度決算の御説明に当たりまして、前年5月発生のクラスター時におきましては、男鹿市のみならずこの中央保健所管内周辺地域の皆さんに対しても、御心配と御不便お掛けいたしましたこと、改めてここにおわびさせていただきたいと思ひます。

また、そうしたところから回復する中で、通常の診療に戻す中で、我々としまして、この周辺の地域のみならず全県的に医療機関に助けていただひてクラスターを乗り切ったという自覚がございます。そうした中で積極的にクラスターが明けたら地域で困っているその患者さんたちを積極的に受け入れていこうじゃないかということで、我々の方では積極的にこの受入れを対応したと、そういった認識でございます。その中で太田委員おっしゃいます地域での役割の大きさというところ、そこをお感じいただけたのかなと思ひまして、少しでもお役に立てたのかなと感じているところでございます。

御質問いただひた内容についてお答えしていきたくと思ひます。

まず、コロナ禍でのこの手術件数の推移でございますが、コロナ前の令和元年度を見ますと247件、2年度には264件と。これに対しまして昨年度3年度は217件と、カタッと落ちていような印象を受けます。これは中を申しますと、やはり5月発生のクラスターの影響でございます。昨年5月・6月にはクラスターが発生したということ踏まえまして、予定手術を延期したり、手術の件数を制限すると、基本的に行わないという措置をとりました。そこで5月・6月、共に一桁、5件前後、本当に命に関わるような緊急的な手術だけは施行するという考えで実施いたしましたので、ここだけ減少の幅が大きくて、ほかの月には大体10件から20件程度、手術実施してございますので、それが最終的な結果として出たのかなというふうに認識しております。

また、二つとして、何か特定のドクターにだけ負担が掛かっていることはないかと、コロナ対応に関してもということと存じますけれども、この点についてはですね、我々

の病院、ちょっと特徴があるのがですね、まず一つ、病床、今、コロナ患者向けの病床8床用意してございます。これ県のホームページでもオープンになっておりますけれども。例えば周辺の地域で大きなところを見まして、秋田厚生医療センターさんで、これ8床でございます。それに対して我々の方でも8床と。これの持ち方なんですけれども、大きいところだと感染症の専門医だけがこのコロナの療養に当たっているというようなケースもございます。ですので、一般の内科医ですとかそうしたところは関わらないで、感染症のその専門を持っている方だけがコロナ対応をしていると。対しまして我々の病院、コロナの感染症の専門医おりませんけれども、院長を筆頭に主に内科の医師5名ほどおりますが、そちら全員で当たっていると。基本的な感染予防をしっかりやりながら、感染のその専門家とかそういったとに限らず、医師全員でそこはやっていこうという体制で当初から臨んでおります。そうした点からしまして、特定のドクターにだけこのコロナ対応で負荷が掛かっているかと、そうしたところはないと認識しております。

また、発熱外来も増えておりますけれども、日々担当の医師、その日その日の担当の医師で回しながらやりますので、そういった負荷の持ち方については十分注意しながら我々としても医師の対応を取っているところでございます。唯一、一番負荷が掛かっているかなというのは、やっぱり院長が掛かっているかと思えます。これはやはり院長が自分が率先して、医師を動かすには、やはり自分が動かなければ動かないと、示すためだということでの御認識と伺っております。ですので、外科医ではありますけれども、コロナの対応も院長は当たっておりますし、内科医と一緒にそういったところで感染対策に、先頭に立って当たっているという状況でございます。そこは院長に伺いますと、職責として認識しているので負担とは考えていないということでございます。

また、現在コロナが爆発的に増えてきていると。そうでございます。発熱外来、最近も混んでいる状況ですけれども、この人数でございますけれども、こちらにつきましては市民病院、我々の方、あくまで一つの医療機関でございまして、来た方に対して例えば診察したり検査をしたりということで、市内のその全体的な数字というものは主体的には持ち合わせていないという状況でございます。

我々の病院、男鹿みなと市民病院ですけれども、周辺のほかの他市町村の方も御利用

いただいているという中で、市内のみの方ということでの統計は、特にこのコロナの関係では持ち合わせていないということで御理解願いたいと思います。

ただ、自宅療養者がこれだけ軽症者で増えているという状況にあって、県の方の取組としましては、やはり自宅療養者が急変して運ばれたりするケースがあると。そうしたところへ対応するためには、この拠点的な病院でどういった人が地域で療養しているか、自宅療養しているかを理解していないと、急な対応はできないだろうということで、まず一つ、その医療機関、拠点的な医療機関と、あと消防の機関、我々の方ですと男鹿地区消防さん、こうしたところには非公開で、非公表という形で自宅療養者、陽性者の一覧表、これが日々更新されて提供されております。こちらは、ただ県の方からは、人数等も含めて非公表で提供しているということでの但し書きと申しますか、そういったところがございますので、こちらについては内容についてはお答えをしかねる内容となっております。

一つこの件に関して補足としてなんですけども、考え方としてですが、中央保健所の管内では連日、最近ですと40名から80名ぐらいの規模で陽性者が出ています。また、現在の基準ですと自宅療養で感染した場合に隔離をしますと、まず10日ということになります。ですので、現時点で陽性者としてカウントされている人数を考えますと、1日平均60前後かなと、そのぐらいを考えれば掛ける10日で500から600人と、こういった規模が推計されると申しますか、推し計ることができるのかなと思います。

ただ、中央地区の管内と申しますと秋田市入りませんので、男鹿市、潟上市、八郎潟町、五城目町、井川町、大潟村と、この地域の人口8万人弱です。7万8,000人ぐらいだったと思いますけども、これに対して男鹿市は3割ほど、2万5,000人となると3割ほどと。そう考えますと、単純に按分しますと150から180人ぐらいになるかなと。ただ、地域的に市町村でもクラスターの発生状況等によりまして感染の状況違いますので、多いところ、少ないところ、これ当然あるわけですがけれども、単純に日々の県の発表している人数から、また、人口等を加味して大体の規模感として考えれば、大きくは外れないものだと思います。今、県内で一円でこういった感染状況が続いているという中では、特に局所的に続いているとなると、こういった推計できないんですけども、一円で広がっていますので、大体こういった規模感で推

し計って外れるものではないのかなというふうに思っております。

そして次、急性期から地域包括ケア病床、自宅という、在宅復帰というところでの流れの中で診療報酬も比較的高いこの地域包括ケア病棟、この扱いのお話かなというふうに伺いましたけれども、今、3B病棟、これ1棟50床、全てが地域包括ケア病床でございます。50床あるんですけれども。導入してから、病棟を再編してからの病床の利用率、その3B病棟を見ますと、大きくあふれたりとかそうしたところは見えていないといえますか、地域的なニーズはしっかりと受け止められているかなという状況でございます。ですので、まずは地域的なニーズに今の段階では即している。

また、病床の数、病床数を考える上で一つ考える必要があるのが、対しての看護師さんですとかそうしたところのスタッフがしっかり充足しているかと。どうしても施設の基準で患者さんの数に対して看護師何人というのあるものですから、3B病棟、この地域包括ケア病床の場合は1.3対1という基準になりますけれども、ここをしっかりと看護基準に即した形で看護師を充足して、かつ地域のニーズに応える病床数は何個かというふうに考えていきますと、今50床用意していますが、当面はまずこのままでいいだろうというふうに考えております。ただ、地域的にまだその在宅復帰に向けたこういったニーズが高まってくるとかそうしたところがあれば、そこは詳しく見極めながら病床数を日々、随時検討していく必要があると思います。

次に看護師不足ですけれども、看護師で何人ぐらい足りないのかというお尋ねでございましたが、明示して何人という形ではちょっとお答えが難しいのかなというふうに受け止めております。ただ、どの観点で不足しているかという、その考えどころというのが幾つかあると思います。まず一つ、施設の基準からすれば、今の病院の入院の数に対して看護師は充足しているだろうと。基本的な数は満たして診療報酬に反映されておりますので、その点では大丈夫だと。ただ、その中を見ますと、やはり常時、産休ですとか育休ですとか、病休ですとか、どうしても休暇発生している方がいらっしゃいます。10人まではいきませんけれども、5人前後、5から10人ぐらいの方がやはり常時そういったところがございます。特に女性の割合の高い職場となりますので、特有のそういった状況も病院にはございます。また、家庭の状況で日直ですとか当直、あと救急のための夜間の対応ですとか、そうした生活のリズムの関係で、こういったシフトには対応できないという方も中にはいらっしゃいます。そうした個々

の働き方を考えますと、決してその頭数だけで充足しているというわけではなくて、日々何とかやりくりをしてシフトを組んで、特定の方に負担が、しわ寄せならないようにと看護部の方でも日々努力をしているところでございます。その点からしますと、今、現に5から10人程度の規模で病休、育休、産休等発生しておりますけれども、その方々が満足に働いてやっとなかなか回せるかなという感覚でおりますので、願わくば5から10人ぐらい、やはりいけば、看護師もしっかりとしわ寄せなくといえますか、働き方を確保しながら無理のない働き方ができるのかなと、それが結果として看護師の定着にもつながってまいりますので、その意味では看護師の不足、獲得というのが必要になってくると。そこは太田委員とも認識が同じところかなというふうに思っております。

その不足にどう取り組んでいるかという点ですけれども、コロナ禍で様々な就職の説明会とかガイダンスが全て中止されてきた中で、ようやくこの夏には少しずつ動きが始まっているという状況です。我々としまして7月に入りまして、看護部長と私、副事務局長も参加しましたけれども、周辺の高校に看護学生が志望されているところに伺いまして、直接伺って、例えば修学資金の制度的な説明ですとか、地域でどれぐらい志望されている方がいるかという情報の交換ですとか、そうしたところは出向いて指導の教諭とお話しさせてもらったり、あるいは県内の看護学校に訪問して獲得に向けたお願いをしたり、そうしたことをさせていただいております。

また、在職している看護師にもネットワークを生かして、ぜひ紹介してほしいですとか、事務でも随時募集をしたりとか、そうしたことであらゆる手段で看護師の獲得には随時動いているという状況でございます。何分、看護師、我々事務職と異なりまして流動性が高くてですね、比較してやはり途中で退職されてほかに行くとか、そうした方も事実として多いわけなので、その流動性をカバーする上でも、出る方は一定数いるにしても、入る方も一定数いるということで、しっかりとその分は獲得していきたいというふうに考えております。

次に、クリニカルラダーの件でございますけれども、クリニカルラダー、こちらは看護師の能力開発、評価のシステムの一つということでして、様々な医療機関で現在活用されていると思います。看護師のクリニカルラダー、クリニカルというのは看護の実践というところで、ラダーといいますとはしごになりますので、その看護実践の能

力を段階的にしっかり獲得して評価していくと、この仕組みが看護師のクリニカルラダーということで知られているところですが、我々の病院では日本看護協会、全国組織です。そちらで開発しておりますラダー表、クリニカルラダーの内容を踏まえまして、プラス地域の公立病院としての観点もそこに加味しながらラダーの評価を行っているというところでございます。

必要な研修ですとか様々ございます。専門性の高い看護師ですとかそういったところには各種の県内外のその研修の受講、最近はオンラインの研修も多いものですから、そうしたものを活用しながら管理能力につながっていくようなものとか、看護のやはり実践能力、これを高めていくための研修を、その、個々の能力に応じながら提供したり、あるいは自己評価をしていただいたことに対して、また上司が評価をして、それをフィードバックしながら高めていくとか、そうしたところを日々細やかにヒアリングをしたりしながらやっているところです。

ちょっと重要なのは、やはりどうしてもこういった地域的な医療機関になりますと、その地域、あるいはその組織のルールといいますか、ローカルなルールだったりそういったところに依存しがちなんですけれども、クリニカルラダーになりますと、やはり日本看護協会で作成している看護の実践の在り方、標準的な在り方が示されておりますので、その標準的な能力、今現在、昔と違って今の看護師さんが求められている看護の実践の能力、これをしっかりと随時確認しながら、我々はここが不足している、あるいはここは足りているということの評価して能力を高めていくと。不足しているところはしっかりと高めていくという考えでやっております。これをレポートですとか研修ですとか、あと、面談ですとか、そうしたところで評価をしながら、やはりそういった結果については昇格ですとかそういったところに評価が反映されてまいりますので、そこで人事の評価につながっていくというふうなことでやらせていただいております。

最後、長くなって申し訳ありませんが、MRIについてでございます。

MRI、御承知のとおり、現在使用している機器につきましては、取得が平成21年ということで10年以上になります。この世界、日進月歩でございますので、10年とするとかなり古い機種を今も活用しているというところなんですけれども、一つ脳ドックでございますが、以前は脳ドックについては脳外科医がこちらに非常勤で来ら

れているときがありまして、そのときは対応できていたんですけども、そちらが来られなくなった時点で脳ドックは今、受け入れていない状況でございます。やはりそういった専門医がいるかどうかということも依存しますが、MRI 通常の運用の中でももっと高画質であれば見えたりとか、あるいは時間が早くなったりというのは御指摘のとおりでございます、行く行くやはり10年以上経っているということを踏まえて、必要な時期にはこれは更新していくと。そうすると、地域、我々の病院のみならず近所の、その近くの診療医の方々にとっても開かれていきますので、そうした点でも更新は必要だというふうに考えております。

ドクターからのやはり必要だなというところは、声としてはございます。

その点に関しては、やはり費用というところでは、前回も1億円はいきませんでしたけど数千万円、今年はCTやっておりますけども、大枚必要となりますので、やはり資本的収支の状況となりますと、ほかの建設改良事業、こういったところとの兼ね合いも考えながら、計画的に財政的に措置して必要なものとして調達を検討していきたいというふうに考えております。

お答えは以上でございます。

○委員長（三浦利通） 再質疑ありませんか。

○12番（太田穰委員） ありがとうございます。終わります。

○委員長（三浦利通） 以上で12番太田委員の質疑を終結いたします。

通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ございませんか。8番佐藤委員

○8番（佐藤誠委員） 大変分かり易い説明をいただきまして、本当に質問、ほとんどないんですけど、審査意見書の6ページですが、ここに医業費用の中で材料費がちょっとまず84.9パーセント、前年比ですね、こういうのはやはり全体的に外来とか入院とかが減っているからという観点、そういう見方でいいのかという点が一つと、それから、4ページの予算の執行状況がありますが、下の表の支出ですが、研究・研修費、これがそんな大きくない金額なんですけど、半分ぐらい、45.4パーセントと、ちょっと予定した額の半分ぐらいになっているんですけど、これも何か理由があったのかなということをおもうんですけど、その点と、あともう一つは、8ページになりますが、真ん中辺りで常勤看護師とか准看護師、医療技術員、その他職員の平

均給与等というのがございますが、この給与は増えていると、アップされていると、平均がですね、増えているということで、いい傾向だなと思うんですけども、これはやはり難儀して増えているのか、非常にその基本給的に上がったのか、それとも給与自体が何か給与上げたのか、その辺をちょっと聞きたいなと思っております。

以上です。

○委員長（三浦利通） 三浦病院事務局長

○病院事務局長（三浦大成） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、材料費についての御質問でございました。こちら、御推察のとおりでございまして、やはりまずは地域内でのコロナの感染拡大、それに加えて昨年5月・6月のクラスターの発生と、こういうところを踏まえまして、これの影響に伴って診療実績が減ったというところがございます。やはり材料についてはですね、薬剤、医療の材料ですとか、そうしたものが含まれますけれども、診療の実績が減る、回数が減ったり投薬、手術とか検査が減ると、それに連動するような形で材料の必要性も減るというところがございます。ここは大体材料費、事業規模に対して何割ぐらいというのが各医療機関にあるわけですけれども、今回については大きくその診療実績が減ったことに伴って材料費も大きく減ったと、そういった状況でございます。その結果として、こういった数字になっていると。

次でございますけれども、研究・研修費につきましては、やはりこれ、大きくは学会ですとか医療関係ですと医師たちの学会への参加ですとか、そうした研究活動への参加、こうしたところの費用が様々あるわけがございますけれども、当初予算組みの中では通年ベース、通年の例年の規模で組ませていただいておりますが、3年度については、いよいよ地域内でも感染拡大した、そうした事情もありまして、全国的なものも含めて参加を見合わせるということが多くございました。ですので、予算の執行ができないままに不用になっていったというところの事情でございます。

そして、三つ目、給与、常勤看護師の給与等でございますが、頑張ったから、そういったところがございます。一つ、期末の勤勉手当の割合考えますと、去年は減になりましたので、減るのかなと思いきや、こちらの待遇について人件費は上がっていると。これについては、主にはですね、我々の病院で特殊勤務手当、御用意してましますけれども、コロナに関してはやはり国の人事院の規定に沿いまして、コロナ対応をした場

合の特殊勤務手当、これを定めて必要な額を支給していると。我々の方で1回、1日ですけれども、1日3,000円ということで定めて、コロナの患者さんに対応した場合、あるいは疑いのある患者さんに対応した場合、やはりその来た方がどうかというのは分からない、そういった危険にさらされておりますので、そうした方にはコロナ用のそういった特殊勤務手当を支給している状況でございます。これが昨年4月以降の地域的な、いよいよ男鹿のこの地域でも広まってきたという中で、2年度は全国的に広がっていたんですけれども、男鹿はまだだったと。3年度になりますと、4月からいよいよ地域内にも広がってきたというところで、発熱外来ですとか、あるいはクラスター時には院内でもコロナ感染者への対応が急増しておりました。そうしたところで一人一人への手当の支給が増額となりまして、結果的に前年の水準よりも高くなったという事情が多くございます。

なお、その手当については、1,000万円規模での支出になっておりますので、やはりそういった意味ではコロナ対応に頑張った看護師さんですとか技術職、そういった方にしっかり報いたというところなんですけれども、そこが人件費のかさ増しのようになっているというところでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） さらに質疑ありませんか。

○8番（佐藤誠委員） 終わります。ありがとうございます。

○委員長（三浦利通） 8番佐藤委員の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。2番古仲委員

○2番（古仲清尚委員） 私からも何点かにわたりまして御質問させていただきたいと思っております。

まず、これまで推進されてこられました経営改革プランの実績等について、その中から何点かお尋ねをさせていただきたいと存じます。

これまでみなと市民病院の経営改革プランにおいて示されていた各取組についてでありますけれども、まず大きな観点としては、この2025年に向けまして本市も高齢化率が50パーセントを超える状況になってきている中で、例えば国の公立病院の改革ガイドライン、そして秋田県の地域医療構想、高齢化2025年問題に係る様々な施策の中で、本市の拠点病院として男鹿みなと市民病院が掲げる地域包括ケアシステムの推進の考え方、これまで各項目に沿って推進をされてこられたと認識をしてご

ございますけれども、令和3年度の実績として、あるいは今後に向けた考え方について大きな部分での御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

2点目は、訪問看護、訪問診療についてということであります。

男鹿みなと市民病院の訪問看護事業は、令和2年度の秋に秋田県看護協会の訪問看護ステーションの事業を引き継ぐ形で男鹿みなと市民病院の中での事業の一つとして位置付けをされてきました。令和3年度におきましては、実質的に、加入当初から比べて安定的な事業を推進されてこられたと思いますけれども、そのトータルの部分での令和3年度の実績、内容について、どのような内容であったかということをお聞かせいただきたいと存じます。

3点目、医療従事者の確保ということなんですけれども、前段者の御質問にもございましたが、医療従事者の確保という部分で、様々秋田県看護協会が掲げているナースバンクをはじめとして医療従事者の人材バンクは展開されてございますが、この男鹿市の中では医療従事者の確保についてはどういった方策をされておられるのか、医師修学資金等の貸付け状況は現在どのようになっておられるのか、そして、その医師修学資金の運用のこれまでの経緯と今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

一昨年度、みなと市民病院、そして男鹿市において市民アンケートを実施されてこられたと思います。その中で、そのアンケート結果を基に経営改善への導入、あるいは経営改革プランへの考え方、どのように盛り込まれて令和3年度達成されてこられているのか、その実績等について内容をお聞かせいただきたいと存じます。

経営改革プランの実績等については、今申し上げたところでございます。

次に、大きく2点目なんですけれども、経営、あるいは財政の基盤の考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

国の総務省の資料を見ますと、令和2年度から不採算地区病院、不採算地区中核病院、これらに該当する病院に対して、特別地方交付税を算定して、過疎地域の病院を支援するという方策がとられてこられたと存じます。これ、令和2年度からの実績なんですけれども、現状この令和3年度の決算において、この数字というものはどのように反映されておられるものなのか、今後そういった数字というものは、こういった形で病院としては認識をされていかれるのか、その点をお尋ねさせていただきたいと思います。

大きく3点目、その他としてリスクマネジメントなんですけれども、3. 11東日本大震災を契機として、様々な対策は、リスクマネジメントを講じられてこられたと思います。その中で秋田県が示している津波ハザードマップを見ますと、みなと市民病院が置かれている立地等々から見ますと、県が示している数字を見ますと、みなと市民病院の1階・2階、これは県が想定している最大の津波等が発生した際は、病院のワンフロア、ツーフロアに到達してしまうと。そういった中で、では、その病院のリスクマネジメントとしてはどういった考えを持たれているのか。例えば今、電子カルテ動いてますけれども、そうしたICT関係のフロアが1階、あるいは2階等に設備されていらっしゃると思います。そういった部分も含めて、利用者さん、あるいは入院患者さんへのリスクマネジメントは、どういった対応を講じられておられるのか、その部分について御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（三浦利通） 三浦病院事務局長

○病院事務局長（三浦大成） 様々な観点から御質問賜りました。一つ一つお答えさせていただきますと思います。

まず1点目、地域包括ケアシステムといいますか、来る2025年含めて、国あるいは県、そして我々の方と、各主体においてその取組に対して各立場で臨んでいるわけでございますけれども、その点についての考え方、あるいは公立病院の新経営改革プランのそうしたところとの兼ね合いのところでの御質問でございました。

まず2025年問題ですけれども、団塊の世代の方が皆さん75歳以上になるというところで、国としてもここが一つポイントになるだろうと。次は2040年問題となるわけですが、ベビーブームの方々がそれ相応の歳になっていくと。目先はやはり2025年ということになりますが、一つ人口の現在の状況を考えますと、我々の男鹿市については、御承知のとおり高齢化が他地域に比べていち早く始まって深まっていっている地域であるというふうに認識しております。それを踏まえますと、今、2025年になると一つ大きな人口的な塊、層である団塊の世代の皆様が75歳になる。一つ要素としては、平均寿命、今、人生80年時代、あるいは100年時代かもしれませんけれども、80歳という方が普通に多くいらっしゃる。我々の病院を見ても平均の年齢を考えますと、やはり80歳とか、80歳を超えている方がかなり

多い病院となっております。それを含めて考えますと、病院として人口の推計等で考えますと、恐らく今後10年ほどは大きくは患者のニーズというのは変わらないだろうというふうに見立てております。若い方がもともと外来では受診されておりますけれども、入院患者を見ると高齢化が既にもう始まっていると。そして、これから大きなその層である団塊の世代の皆様方の入院需要がこれから少しずつ増えていくということを考えますと、恐らくその入院の需要というのは大きく変わらないであろうというふうに見ております。ただ、その中でやはり現在の取組としましては、早く病気を治して、早く地域にといいますか、ちゃんと病院としては早く治して在宅、地域にお戻しするというを基本として地域包括ケアのシステムが組み立てられておりますけれども、我々病院の役割としては、しっかりとそうした中で適切な診療を行いながら地域にお戻しして、そして地域で自分が生きていような暮らしをできるようにサポートしていくというのが医療側での役割だというふうに思っております。

現在導入しております地域包括ケア病床、この施設基準では、在宅の復帰率も一つ要素になってまして、在宅復帰率が72.5パーセントでございます。我々が取得しているその施設の基準でいいますと、在宅の復帰率は72.5パーセント以上じゃないとこの診療報酬もらえませんよというような内容になっております。実績として見ますと、大体8割ぐらいということで、しっかりとその要件は満たして診療報酬を獲得しているわけですが、引き続き地域の必要なニーズ、在宅ニーズですとか、そうしたところに応えながら、そして医療側として医療しかできない病床の確保という、この点をしっかりと確保していくと。また、充足できるベッドを用意して、かつ医療従事者も用意して、看護基準を満たしながら病院の経営にもつなげていくというふうな考えでおります。

次、訪問看護でございますけれども、御指摘のとおり令和2年10月から開始しております。3年の最近の実績見ますと、大体30件ぐらいの契約で推移しているところでございます。大きくは変わってないというところですが、この点に関しては先ほどの内容とも絡みますが、在宅需要が増えていくとなりますと、やはりこの点についてもニーズは高まってくるだろうというふうに見込んでおります。ですので、地域包括ケア病床、これはケア病床として病床をしっかりと確保しながらも在宅復帰につなげた後は、やはり在宅での看護とか介護、こういったところ必ず必要になってまいりま

すので、その一連のニーズの把握の中で必要なサービスの量をしっかりはかりながらつなげていくと。具体的には、そこに置く看護師もやはり必要になってまいりますので、そうした確保も必要になってくると思います。今、専任で1名、プラス1名、2名体制で看護師対応しておりますけれども、こういったところもニーズに応じて必要なサポートをしていく、確保していくというふうに考えております。

3番目、医療従事者の確保でございました。

こちらですね、先ほど申し上げましたとおり、医療職、比較的流動性が高いと。辞める人も多いし、流れていく人も多いと、これ傾向としてございます。ですので、出ていく理由、そこは様々あるわけですが、不本意な辞め方だけは、それは我々組織としてならないようにしっかりとケアをしていく必要がありますが、例えばスキルアップですとか、自分の生活のために辞めていく、これは一定数やむを得ないだろうというふうに考えております。ただ、その一方で、やはりそれに見合った確保も求められるわけですし、随時募集をしたり、あるいは専門の人材の募集のところで依頼をして、そこに例えば掲示をしたりとか、そういった取組を随時やっているところでございます。

あと、修学資金、こういった制度的なところでの引きつけも当然必要なんですけれども、これの実績につきましては、貸与実績としては、これまで医師は3名に貸出しをしておりまして、うち1名が今も在職しているという状況でございます。看護師につきましては、19名に対して貸出し実績ございますけれども、うち在職は11名と。薬剤師は1名、今、貸与中で就学中でございます。臨床工学士は1名貸出しありましたが、過去に一部免除となった後、残分を返還して離職していると、そういった状況がございます。流動的ではあるんですけれども、そうした制度的な引きつけもあって、これまで確保しているところはあるのかなと。ただ、コロナ禍でなかなかそうしたところ、直接お伝えする機会というのが、この2年間失われていましたので、弾込めといいますか、次貸し付けて、いつか就学してくださる方をつくり出す、そういったところの機会が相当減っていたということもございます。それを踏まえて、ようやく社会経済的には、今そういったところ回復しているところもございますので、積極的に学校訪問ですとか、そして新規の貸出先の掘り起こし、ここに努めてまいりまして確保にまたつなげていきたいというふうに考えております。

次にですね、市民アンケートの件でございました。

様々な御意見ちょうだいしております。やはりそうした一つ一つの点を我々としては受け止めながら、また、病院の体制、その時々体制も含めて整備をしていく必要があるというふうに考えております。

そちらの細々としたといいますか、様々な意見があったもの、こちらアンケートについては、過去、経営改善計画を練る際ですとか、そうしたところで実施してきたわけですけれども、そうした点を踏まえて今の新経営改革プランの方は、これは平成28年度から令和2年度までの計画期間でしたので、直接的にはその声をこの計画にまた改めて反映したということはないんですけれども、元年度に策定した経営改善計画は、まさにこの市民アンケートを含めての策定でしたので、これに基づいて今、各取組をしていると。さらに、今後、国のガイドラインに沿いまして、新たにまたこういったプラン、この新経営改革プランの後のこれに続くプランを策定していく時期にきております。そういった中に、またこのアンケートでの内容、あるいは経営改善での取組内容、また、これまで取り組んだけれどもなかなかできなかったこと、こういったところも評価しまして、また改めて盛り込んで継続的に取り組んでいくという考え方でおります。

次、財務基盤の件で不採算地区の件でございました。

こちら、御指摘のとおり令和2年度に創設されました不採算地区中核病院、こちらに対して特別交付税措置しますよと、総務省の方で新しく設けた特別交付税の項目でございます。こちら我々の病院でも一般会計の方で受けるわけですけれども、これを交付受けておりまして、基本我々は、これ1種と2種で交付額といいますか算定額が変わるんですけども、私どもの病院は第2種ということで、この当該病院の半径5キロ以内の人口が10万人未満と、こういった要件にはまるものですから、第2種として我々の方は交付を受けております。

その単価としましては、133万円掛ける調整後病床数と一定の算式あるんですけども、これによると我々の病院は89床という調整後病床数が算定されますが、ここからすると9,000万円余りの特別交付税となります。これ全額ルール分ですので、こちらについてはルール分として総務省から一般会計の方に9,000万円余りが交付されているという状況でございます。

それに先立ちまして市民病院、我々公立病院で不採算の部門、こういったへき地だったりそういった指定はありながら、不採算の部分、政策医療ですね、不採算の政策医療を担っている、救急ですとかへき地医療ですとか。そうしたところを踏まえて、そうした不採算部分の経費、不採算の部分の一般会計で繰り出ししていただいて基準にのっとなって我々で受け入れているというところで、一般会計からの繰り出しを受けているわけですが、そうした一般会計の方で繰り出したその金額、それに見合った形といいますか、その中の金額としてこれがつながっていく、我々の方に出したお金、ここに出した一般会計、当然出した分に対して一般会計に国から特別交付税が措置されると、しっかりそのルールとして措置されるということでの内容となっておりますので、これ、取扱い、現行のままとしますと、我々としてはしっかりとルール分として受け入れて不採算の部分を賄っていくといいますか、ここは一般会計の負担すべきものというところはやはり一定数ありますので、ここは市全体として一般会計と病院含めて、しっかりとそこは財政的な措置をしていくというような考えで財政局ともやり取りはさせていただいているところでございます。

最後でございますが、リスクマネジメントの案件でございました。

御指摘にありましたとおりでございます。我々の病院、設計見ますと、1階部分、大体2メートルと、レベルから2メートルと考えると、2階で4.5メートル、3階で9メートル、4階で12.9メートルというふうな形になります。こうなりますと、屋上で16.8メートルということなるんですけれども、地面から水面までの高さですね。そうすると、やはり最大の浸水深できてしまった場合、津波が発生した場合には、これはやはり、少なくとも4階以上に行かなければ3階まではみんな埋まるだろうと、沈む、浸かるだろうという、単純にそういったことになります。ですので、まず一つの人的な対応としましては、3階、こちら3B病棟ありますし、4階には急性期の4A・4B病棟でございます。こうした入院者への対応、これは上に上げなければいけないと。また、それが平日の日中であれば外来がありますので、外来の方をやはり上に上げなければいけないと。こうしたところは現状あるこの環境要件踏まえまして、本当はもっと波を回避できれば一番もちろん安全なんですけれども、こういった要件といいますか与えられた条件に即して動くとするれば、速やかなその退避、上に上げるとかそういったことは適宜院内でも想定した訓練ですとか、机上も含めて動き方の

確認とかそういったのも含めてやっておりますので、それに基づいて応変に対応していきたいと。

また一つ、古仲委員から御指摘ありました電子機器、ICT機器、特に病院の中核である、今であれば電子カルテ、これの取扱いでございます。御指摘のとおり1階にサーバ室ございまして、これは過去には上の方に設ける検討がなされたというふうに聞いておりますけども、施設の構造上、なかなか難しかったというふうに聞いております。現状、電子カルテのサーバは1階に組んでございますので、仮に3階まで浸かるような浸水があった場合には、機器が傷むわけでございます。潮水ですので。ただ、それを回避するため、そのデータはやはり保持しておかなければならないと。それが我々の病院の、いわば心臓のようなもので、これがなくなると、もう本当に患者さんの情報は一切なくなってしまう。それを回避するために、今、電子カルテのサーバを入れ替えしておりますけども、退避用のサーバといいますか、それを若美支所の方に保存用の、そちらの方が一用のサーバを一つ用意して、そこで津波のその被害は回避するといいますか、情報を保持するための手当てをとろうとしているところでございます。もし万が一、本体がいても、情報はそちらに残りますので、それをしっかり回復する。そのためには時間は必要かもしれませんが、当座は紙のカルテですとかそうした緊急のしのぎ方をする必要あるかもしれませんが、これまでの蓄積はしっかり残っておりますので、必ず回復できるものと思います。そうした手当て複数とりながら、今の要件に即した対応をしっかりとやってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（三浦利通） 再質疑ありませんか。古仲委員

○2番（古仲清尚委員） 御丁寧に御説明いただきましてありがとうございました。

地域包括ケアシステムにつきましては、みなと市民病院におきましても、そして市当局におきましても、様々な観点から政策推進をされていらっしゃるということは重々承知をしているところであります。そうした中で県内の中でも高齢化率が本当に相当高い位置で推移をしており、これまでであれば病院の利用希望者を取り巻く家族の方々が多くいらっしゃったわけですけども、そういった方々もなかなかお一人、取り巻く状況も時代の変化とともに変遷を遂げております。公共交通の在り方であったり、家族を取り巻く状況であったり、様々な変化をしてきている中でありますけども、

そういった部分でこの地域包括ケアシステムの充実というものは、今後、尚一層重要になってくる問題だと思います。そうした中で可能な限り、では、みなと市民病院としての地域包括ケアシステムに対する方針、具体的に申し上げますと、それが病病連携、そして病院と診療所の連携、病診連携、そして病院と福祉の連携、様々な連携の在り方というものがあると思いますけれども、こういった個別の考え方については、令和3年度の実績も踏まえた中でどういった取組をされてこられたのか。地域医療連携室も今後、相当な部分で対応、需要が増してくると思いますけれども、そうした体制の考え方、今後の構築の考え方、その辺について再度もうちょっとお聞かせいただければと思います。

不採算地区の特交について数字を示していただきました。2種ということで、約9,000万円、特別交付税として算定をしていただいていると。現状、国のルールとしては、この約9,000万円ですか、1億円のこの数字は、今後、例えば何か年にわたって国から、このルールが改正されない限り、この交付税措置をしていただけるものなのかどうか、この辺の考え方について。

訪問診療、訪問看護についてなんですけれども、30件ほどの実績ということで御説明をいただきました。病院勤務をされている看護師さんと、訪問診療、訪問看護に関わる看護師さんとは、住み分けが必要だということで、そのスキルも必要になってくるということの御説明も以前ありましたけれども、この訪問看護、潜在的にはこの訪問看護サービスを利用したいという方がいらっしゃる、データでも以前、確認したことありますけれども、ただ、そういった部分では病院としては、この訪問看護事業のそういったニーズの整理といいますか、そういった部分はどのようにお考えでしょうか。今後の訪問看護事業の推進の考え方について再度お答えをいただければと思います。

以上です。

○委員長（三浦利通） 三浦病院事務局長

○病院事務局長（三浦大成） まず、地域包括ケア、このシステムに関しての病院としてのこういった取り巻く家族の在り方ですとか交通の在り方ですとか、そうしたところが変わっていく中で、改めてどういった考え方でやってきて、これからやっていこうとしているかというところでございました。

確かに日々、入院の受入れですとかそういったところ対応しておりますと、家族がやはり遠くにいたりとかですね、この辺りにいなくて一人で暮らしていたりとか、そうした方もまま見られることをございます。また、そうした方が増えてくるという中では、病院までの交通の確保とかそうしたところは今回、一般会計の方でも企画政策課の方でも所管で夜間のタクシーの確保と、そういったところにも取り組んでいただいておりますけれども、病院のみならず交通の体系の方からも配慮をしながら自然体で今は対応しているというところをございます。

やはりこれから団塊の世代の方が入院して、これから10年、15年という時間が流れていく中では、やはり多くの方、もしかすれば今までに比べて一人暮らしだったりとかですね、そうした暮らし方によって変わっていく、あるいは若い人がなかなか近くにいないというのも深まっていってしまう、そういった懸念もありますけれども、そうした課題の共有がやはり地域包括ケアシステムの構築というところでは、まず大切だというふうに思っております。各福祉、施設、病院、診療所、様々ありますけれども、各主体で持ち味、持分というのがありますが、医療とすればやはり病床をしっかりと確保して、そして在宅につなげていくと、医療を提供すると。こうしたところが主になるわけですが、それぞれの主体がその中だけで動いていると、これは深まっていきませんで、少しずつ隣の家にはみ出しながら重なっていくとどうですか、そうした取組が必要なんだろうと思えます。その中では、市の方では地域包括ケアシステムの構築に関しては、地域包括の推進会議というのを持っております、こちらには我々の方も参加させていただいておりますけれども、この秋また予定されていると思えますが、そうした中で各取組の主体の課題を、まずは課題の認識、これを共有すると。そして、それぞれどう対応していくかというのを、それも共有しながら全体として進めていくという、これがシステムの構築には欠かせない取組だろうというふうに思えます。今のところ3年度で我々として実施してきましたのは、やはり地域包括ケアの病床をしっかりと確保して、病棟を確保して適切なベッドコントロール、これは最初からすぐにうまくいってないんですけども、ベッドコントロールを試行錯誤しながらしっかりと地域ニーズに合わせて行っていくと、こうしたことを3年度にやってみまして、その中で今回、経済効果として1億円弱、9,000万円台の効果が得られたというふうに認識しております。これ、我々だけの取組ではなしに、しっかりと在宅

につなげていくというのが地域包括ですので、その要件を満たしながら診療報酬、目先はそういったところの確保になるわけですけれども、地域全体にそのニーズに応えられるような医療をしっかりと提供していくということを4年度以降もしっかりやっていきたいというふうに考えております。

まずは課題の共有、そして先ほど病院と診療所の連携とかそういったこともありました。これからの環境としては、診療所も全県的には跡継ぎ問題があったり、地域で診療所がこれからどういった数になっていくかというのは、ひとつ見ていかなきゃいけないポイントだと思います。その中でも我々は公立病院として診療所がなくなれば、そうしたところをしっかりとカバーしていったり、あるいは連携していったり、そういったところの体制は医療・医療の間で構築していく必要ありますので、全体の地域包括ケアシステムの中でもそうした医療面での連携、システム、こういったところも考えてまいりたいと考えております。

次、ルール分の特別交付税の件でした。

こちらにつきましては、現状では大幅な変更等は示されておられませんので、このルールがある限りは我々の方は該当してということになると思います。ただ、一つ次期経営の強化プラン、これの策定が5年度、4年、5年といいますか、5年が一つめどになっておりますので、これが条件になってまいります。我々の病院でもこれからこのプランに即した考えを整理しながら、プラン作成に動いていく必要があるわけですけれども、今、コロナが社会経済的には一段といいますか増えてはおりますが、当初とは違った様相になっていると。ようやく第八次医療計画ですね、国の全体的な医療計画の策定にも動いてきている。そして、地域医療構想もこの2年止まっておりましたけれども、ようやく今年また具体的なところが動き始めると。令和6年を見据えて、今、県も動いていくという状況にあります。しっかりと国の動向と県の地域医療構想に関する動向を踏まえて、ここ整合をとっていき必要ありますので、情報を集めながら4年度、5年度、こちらで整理を深めて、しっかりとそのプラン、我々の病院としてのプランの策定に動いていきたいと。これが現状で示されている内容では、この不採算中核の要件、このプランの策定は要件になってまいりますので、5年中に着手するというのが一つの要件として示されております。ここにしっかりと対応しながらプランも策定して特別交付税、いただけるそういった財政措置は確実に取得していくと、

そうした考えで進めてまいりたいと考えております。

3番ですが、訪問看護の件でございました。

潜在的なニーズ、確かにあると思います。ただ、直接的に入ってくる場所としては、我々の病院、療養で利用されて、それからかかりつけとしてある中で看護をまた求めたいとか、そういったところですか、病院が関わって入っている施設さんの関係で訪問看護受けられている方とか、そうしたところが現在、主でございます。

2年の10月から始めて亡くなられた方も中には、これまで御利用されていた方でそういった方もぼつぼつと出ている状況ですけども、しっかり地域的なニーズを捉えるためには、病院のかかりつけだけではなくて、こういった仕組みがあることをやはり知っていただく必要あると思います。市内、あと周辺地域、こういったところにしっかりと届くように、制度の周知ですとか事業をやっていますよという周知、必要に応じてやっているわけですけども、こうしたところは引き続き分かりやすいように、届くようにやっていきたいと。

また、ここはまさに地域包括ケアシステム、ここに大きく関わってくることで、地域内での各主体のその取組をまとめてシステム化していく、課題を共有しながら各所で進んでいく、この中で我々の方としましても、病院では訪問看護の事業を用意していますよと。ぜひ御利用いただければというところ、これアピールしていきますと、福祉ですとか施設、診療所、こういったところにも届いてまいりますので、その一環としても周知を図りながら、我々としても事業をしっかりと継続していきたいなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） 以上で、2番古仲委員の質疑を終結いたします。

○2番（古仲清尚委員） ありがとうございます。

○委員長（三浦利通） ほかに質疑ございませんか。15番田井委員

○15番（田井博之委員） よろしく申し上げます。

少し前なんですけども、みなと市民病院でコロナの患者さんに従事されている看護師さんが近所付き合いの中でちょっと悪いんで、ばい菌扱いじゃないですけども、ウイルス扱いされててちょっと困っているという話をちょっと聞いたことがあるんです。ましてや、そのお子さんまで学校でいじめられたりしているといううわさが僕の耳に入ってきたこともあったので、そのことが事実なのか、もしくは事実であったなら、

そのケアはどうされているのか、その点だけお願いします。

○委員長（三浦利通） 三浦病院事務局長

○病院事務局長（三浦大成） これ、地域的にも非常にゆゆしき内容でして、こういったことがやはりあってはならないというのが、このコロナの地域的に感染拡大する2年、3年、こういったところから、県知事をはじめとして実施してきたところがございます。特に我々これを痛感しましたのは、昨年5月の院内クラスター発生時には、やはり振り返りますと、我々の方の看護職でしたけども、そういった方が心ない言葉を掛けられたり、あるいは、やはり特に掛けられてはいないんですけども、買物に行きづらくなったとかですね、髪を切りに行きづらくなったとか、様々なことがございました。今、田井委員からお話ありました具体的に最近の状況としてですね、そうしたことがあったというのは私、恥ずかしながら承知しておらないところですけども、絶対それはあってはならないということで、仮にあったとすれば、それは特にその今おっしゃいましたケア、これは必要になってくると思います。特に長くそれを苦しんでいる、そういった場合ですと、当然仕事に差し障りが出てまいります。辞めるとかですね。そうしたことは我々としても望んでないことですので、そういった事情があるかどうかというのは院内で再度確認しますけれども、そうした場合には、その状況に応じて、直接的な対応が必要なのか、あるいは精神的なケアといたしますか、そうしたのが必要なのか、これはクラスター時にも我々取り組んだところです。もし心的なところでのケアが必要な場合には、必要なその機関というのを我々でも紹介するようにしております、しっかりとそういったところは院内でもですし、必要があればそういったところを御紹介しながら対応したいと。

また、病院としてその事実があったとして、そういったことをやめてほしいと、もし特定できるような案件であればですね、その関連の、例えば子どもだとすれば学校とかありますので、これは特定のその人に何かということは難しいかもしれませんが、当時よりはあまり表立って出てこなくなっちはおりますけども、今なおあるとすれば、改めて今一度市としても、あるいは教育の現場としても、そういった中で呼びかけをしていただくとか、そうしたところは各所と連携してやってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） 再質疑。

○15番（田井博之委員） ありません。ありがとうございます。

○委員長（三浦利通） 15番田井委員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（三浦利通） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第51号令和3年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、男鹿みなと市民病院事業の審査を終了いたします。

喫飯のため、暫時休憩いたします。再開は13時にいたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時01分 再 開

○委員長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第52号令和3年度男鹿市上水道事業会計決算の認定についてから議案第56号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定についてまでを議題いたします。当局の補足説明を求めます。佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） お疲れさまでございます。

私から、企業局に係る議案第52号から議案第56号までの各事業会計決算について御説明いたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

初めに、議案第52号令和3年度男鹿市上水道事業会計の決算について御説明いたします。

決算書の22ページをお願いいたします。

上水道事業の決算状況についてであります。

（1）総括事項。

(イ) の給水状況であります。年度末の給水戸数は1万1,650戸で、前年度と比較し、157戸、1.3パーセント減少し、給水区域内における普及率は97.9パーセントとなっております。

年間有収給水量は283万4,903立方メートルで、前年度と比較し、2万8,182立方メートル、1.0パーセント増加し、有収率は73.1パーセントとなっております。

(ハ) の財政状況であります。詳細につきましては、財務諸表等で説明申し上げますが、概況といたしまして、まず、収益的収支においては、前年度と比較し、収入では652万3,456円の減額で、5億6,795万7,250円、支出では711万5,052円の増額で、5億9,147万5,761円となり、この結果、単年度収支で2,351万8,511円の純損失となっております。

前年度と比較し、収入で減額となった主な要因は、他会計負担金の減額によるものであります。また、支出で増額となった主な要因は、修繕費等の増額によるものであります。

(ニ) の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は、令和3年度の上水道事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、8ページをお願いいたします。

8ページから11ページは決算報告書についてであります。なお、報告書の内容につきましては、いずれも款について御説明いたします。

(1) の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款事業収益の決算額は6億1,870万9,443円で、前年度と比較し、550万9,836円の減額、また、支出では、第1款事業費用の決算額は6億2,757万6,386円で、前年度と比較し、949万3,813円の増額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次に、10ページをお願いいたします。

(2) の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入の決算額は1億2,586万8,019円で、

前年度と比較し、1, 181万6, 020円の減額、また、支出では、第1款資本的支出の決算額は3億8, 216万5, 839円で、前年度と比較し、2, 848万4, 311円の減額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額2億5, 629万7, 820円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

15ページをお願いいたします。

15ページは、損益計算書であります。ここからの財務諸表の数値は、消費税抜きとなっております。

初めに、収益であります。

上段、1の営業収益は5億929万7, 229円となり、主なものは(1)の給水収益で、前年度と比較し、924万9, 894円増収の4億9, 945万8, 095円となっております。

中段、3の営業外収益と5の特別利益を加えた総収益は、5億6, 795万7, 250円となっております。

次に、費用であります。2の営業費用は5億5, 042万6, 612円で、前年度と比較し、743万252円の増額となっております。これに、4の営業外費用と6の特別損失を加えた総費用は、5億9, 147万5, 761円となっております。

この結果、当年度の純損失は、表の下から4行目に記載のとおり、2, 351万8, 511円となっております。

次のページをお願いいたします。

16ページ、17ページは、剰余金計算書であります。剰余金計算書は、剰余金はその年度中にどのように増減変動したかを表すものであります。

初めに、資本金であります。動きはなかったものであります。

次に、資本剰余金であります。令和3年度、新たに負担金の受入れ149万1, 000円を加え、資本剰余金合計は11億9, 198万1, 792円となっております。

次に、利益剰余金であります。令和3年度においては、減債積立金などを取り崩し、及び純損失2, 351万8, 511円を差し引き、利益剰余金合計は2億8, 057万8, 346円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より2,202万7,511円減少し、34億1,016万9,297円となるものであります。

次のページをお願いいたします。

18ページは、欠損金処理計算書（案）であります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって欠損金を処理するもので、当年度未処理欠損金2,302万3,212円に、資本的収支の補填財源として使用した減債積立金及び建設改良積立金49万5,299円を加えた2,351万8,511円は、利益積立金を取り崩し、欠損金を処理するものであります。

次のページをお願いいたします。

19ページは、貸借対照表であります。

初めに、資産の部であります。

1の固定資産では、(1)有形固定資産の合計は、表中の中ほどになりますが、64億2,955万1,953円、(2)無形固定資産の合計は102万521円で、固定資産の合計は、前年度と比較し、9,161万4,951円減の64億3,057万2,474円となっております。

2の流動資産では、(1)現金預金は2億4,549万6,855円、(2)未収金は4,839万1,114円などで、流動資産の合計は、前年度と比較し、3,076万4,308円減の3億655万6,527円となっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、1億2,237万9,259円減額の67億3,712万9,001円となっております。

次のページをお願いいたします。

20ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和3年度末未償還残高から令和4年度償還予定額を差し引いた残高18億238万4,411円であります。

4の流動負債の企業債1億5,854万5,167円は、令和4年度の企業債償還予定額であります。未払金1,301万7,547円は、3月分の委託料及び消費税納税額などであります。

また、引当金724万7,000円は賞与引当金、預り金739万933円は、ガス料金などあります。

5の繰延収益の長期前受金は、償却資産を取得又は改良するに当たり、補助金や負担金による場合計上するもので、24億7,924万3,353円で、減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額11億4,086万8,707円を控除した繰延べ収益の合計額は13億3,837万4,646円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金19億3,760万9,159円であります。

7の剰余金は、剰余金計算書で御説明申し上げましたように、資本剰余金合計は11億9,198万1,792円、これに利益剰余金合計2億8,057万8,346円を加えた剰余金合計は、14億7,256万138円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、下から2行目34億1,016万9,297円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産の合計同様、67億3,712万9,001円となっております。

以上で、議案第52号令和3年度男鹿市上水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第53号令和3年度男鹿市ガス事業会計の決算について御説明いたします。

60ページをお願いいたします。

ガス事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ)の供給状況であります。年度末の供給戸数は9,243戸で、前年度と比較し、217戸、2.3パーセント減少し、供給区域内における普及率は68.8パーセントとなっております。また、年間総販売量は248万2,217立方メートルで、前年度と比較し、4万4,287立方メートル、1.8パーセント減少しております。

(ロ)の保安対策であります。ガス事業法に定められている内管漏えい検査及び消費機器調査を3,319戸の需要家で実施し、保安の確保に努めております。

(ニ)の財政状況であります。まず、収益的収支においては、前年度と比較し、収入では3,074万8,263円の増額で5億1,465万6,257円、支出では

2, 587万5, 736円の増額で5億3, 703万4, 614円となり、この結果、単年度収支で2, 237万8, 357円の純損失となっております。

単年度と比較し、収入で増額となった主な要因は、ガス売上げの増額によるものであります。また、支出で増額となった主な要因は、原料費等の増額によるものであります。

(ホ)の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は、令和3年度のガス事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、46ページをお願いいたします。

46ページから49ページは、決算報告書についてであります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款ガス事業収益の決算額は5億6, 242万8, 619円で、前年度と比較し、3, 389万3, 482円の増額、第2款加茂地区ガス事業収益の決算額は169万5, 195円で、前年度と比較し、85万7, 481円の減額で、収入の合計は5億6, 412万3, 814円となっております。

また、支出では、第1款ガス事業費用の決算額は5億5, 422万3, 616円で、前年度と比較し、2, 333万1, 986円の増額、第2款加茂地区ガス事業費用の決算額は210万7, 461円で、前年度と比較し、58万3, 180円の増額で、支出の合計は5億5, 633万1, 077円となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、48ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款ガス事業資本的収入の決算額は4, 218万円で、前年度と比較し、1, 569万4, 000円の増額、また、支出では、第1款ガス事業資本的支出及び第2款加茂地区ガス事業資本的支出を合わせ1億1, 041万7, 444円で、前年度と比較し、1, 219万2, 147円の増額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額6, 823万7, 444円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

53ページをお願いいたします。

53ページは損益計算書であります。ここからの財務諸表の数値は、消費税抜きとなっております。

初めに、収益であります。1の製品売上げはガスの売上げで4億3,351万4,898円で、前年度と比較し、2,447万1,388円の増収となっております。

次に、中ほどの5の営業雑益は6,108万3,550円、7の営業外収益は2,005万7,809円で、以上3項目を加えた総収益は5億1,465万6,257円となっております。

次に、費用であります。2の売上原価は2億3,797万1,682円、3の供給販売費は2億1,933万7,602円、4の一般管理費は3,182万5,400円、6のその他営業費用は4,569万2,700円、8の営業外費用は220万9,660円で、以上5項目を加えた総費用は5億3,703万4,614円となっております。

この結果、表の下から4行目に記載のとおり、2,237万8,357円の純損失となっております。

次のページをお願いいたします。

54ページ、55ページは、剰余金計算書であります。

初めに、資本金及び資本剰余金であります。ともに動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。令和3年度においては、純損失2,237万8,357円分を減じ、5,005万4,107円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より2,237万8,357円減少し、10億6,286万3,173円となるものであります。

次のページをお願いいたします。

56ページは、欠損金処理計算書（案）であります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって欠損金を処理するもので、当年度未処理欠損金2,237万8,357円は減債積立金、建設改良積立金を取り崩し、欠損金を処理するものであります。

次のページをお願いいたします。

57ページは、貸借対照表であります。

初めに、資産の部であります。

1の固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり、12億7,793万7,447円であります。

2の流動資産の合計は、下から2行目、2億9,577万8,944円で、内訳の主なものは、現金預金が2億809万8,056円、未収金7,066万7,567円などとなっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、1,288万6,625円減額の15億7,371万6,391円となっております。

次のページをお願いいたします。

58ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和3年度末未償還残高から令和4年度償還予定額を差し引いた残高2億7,633万7,602円で、引当金2,101万円は、ガスホルダーの開放検査費用の積立金であります。

4の流動負債の企業債1,858万1,545円は、令和4年度の企業債償還予定額であります。未払金3,440万5,546円は、3月分の原料ガス代金などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金12億9,475万858円から、減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額11億4,100万5,463円を控除した額は1億5,374万5,395円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載している5億1,085万3,218円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金10億909万7,555円、7の剰余金は、剰余金計算書で御説明申し上げましたように、資本剰余金の合計は371万1,511円で、これに利益剰余金合計5,005万4,107円を加えた剰余金の合計は5,376万5,618円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、下から2行目、10億6,286万3,173円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産の合計同様、15億7,371万6,391

円となっております。

以上で、議案第53号令和3年度男鹿市ガス事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第54号令和3年度男鹿市下水道事業会計の決算について御説明いたします。

96ページをお願いいたします。

初めに、下水道事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ) の排水処理状況であります。年度末の排水戸数は5,931戸で、前年度と比較し、3戸、0.1パーセント減少し、排水区域内の普及率は72.8パーセントとなっております。また、年間有収水量は、139万1,211立方メートルで、前年度と比較し、1万8,203立方メートル、1.3パーセント減少しましたが、有収率は100パーセントとなっております。

(ロ) の財政状況であります。収益的収支においては、前年度と比較し、収入では5,123万1,604円の減額で、8億613万5,189円。

支出では1,902万7,261円の減額で、7億5,733万6,412円となり、この結果、単年度収支で4,879万8,777円の純利益となっております。

前年度と比較し、収入で減額となった主な要因は、他会計補助金等の減額によるものであります。また、支出で減額となった主な要因は、支払利息等の減額によるものであります。

(ハ) の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は、令和3年度の下水道事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、82ページをお願いいたします。

82ページから85ページは決算報告書についてであります。

(1) の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款事業収益の決算額は8億2,978万8,908円で、前年度と比較し、5,146万1,278円の減額。また、支出では、第1款事業費用の決算額は7億8,890万8,542円で、前年度と比較し、1,670万2,

428円の減額となっております。

また、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、84ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入の決算額は5億2,344万940円で、前年度と比較し、1億8,994万6,530円の減額。また、支出では、第1款資本的支出の決算額は7億9,361万6,918円で、前年度と比較し、2億4,748万9,476円の減額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額2億7,017万5,978円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

89ページをお願いいたします。

89ページは、損益計算書であります。ここからの財務諸表の数値は、消費税抜きとなっております。

初めに、収益であります。1の営業収益は、3億67万6,610円で、前年度と比較し、628万9,620円の減収となっております。

次に、中ほど、3の営業外収益は、5億545万8,579円で、以上2項目を加えた総収益は、8億613万5,189円となっております。

次に、費用であります。2の営業費用は、6億3,686万9,937円。4の営業外費用は、1億2,046万6,475円で、以上2項目を加えた総費用は、7億5,733万6,412円となっております。

この結果、当年度の純利益は、表の下から4行目に記載のとおり、4,879万8,777円となっております。

次のページをお願いいたします。

90ページ、91ページは、剰余金計算書であります。

初めに、資本金及び資本剰余金であります。ともに動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。令和3年度においては、減債積立金などを取り崩した一方で、純利益4,879万8,777円を加え、利益剰余金合計は7,733万

8, 147円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より4, 879万8, 777円増加し、5億6, 594万8, 936円となるものです。

次のページをお願いいたします。

92ページは剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって利益剰余金を処分するもので、当年度末未処分利益剰余金7, 628万7, 430円のうち、4, 912万4, 040円を資本金への組入れ、2, 516万3, 390円を減債積立金へ、200万円を建設改良積立金へそれぞれ積立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

93ページは貸借対照表であります。

初めに、資産の部であります。

1の固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり、146億6, 097万3, 236円で、前年度と比較し、4億2, 849万9, 197円の減額。

(2)無形固定資産の合計は、8億5, 382万9, 719円で、前年度と比較し、571万3, 527円の減額で、固定資産の合計は155億1, 480万2, 955円となっております。

2の流動資産の合計は、下から2行目、5, 906万3, 132円で、内訳の主なものは、現金預金が2, 679万4, 958円、未収金3, 244万1, 174円などとなっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、4億4, 930万6, 464円減額の155億7, 386万6, 087円となっております。

次のページをお願いいたします。

94ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和3年度末未償還残高から令和4年度償還予定額を差し引いた残高76億947万1, 578円であります。

4の流動負債の企業債7億3, 832万7, 922円は、令和4年度の企業債償還予定額であります。未払金2, 834万8, 315円は、消費税納税額や委託料、流

域下水道維持管理負担金などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金84億7,959万8,982円から、減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額18億5,033万356円を控除した合計額は66億2,926万8,626円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載している150億791万7,151円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金4億7,180万6,244円であります。

7の剰余金は、剰余金計算書で申し上げましたように、資本剰余金合計は1,680万4,545円で、これに利益剰余金合計7,733万8,147円を加えた剰余金合計は、9,414万2,692円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、5億6,594万8,936円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産合計同様、155億7,386万6,087円となっております。

以上で、議案第54号令和3年度男鹿市下水道事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第55号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計の決算について御説明いたします。

146ページをお願いいたします。

初めに、農業集落排水事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ) の排水処理状況であります。

年度末の排水戸数は384戸で、前年度と比較し、3戸、0.8パーセント減少し、排水区域内の普及率は4.4パーセントとなっております。また、年間有収水量は、8万2,160立方メートルで、前年度と比較し、3,235立方メートル、3.8パーセント減少し、有収率は94.3パーセントとなっております。

(ロ) の財政状況であります。

収益的収支においては、前年度と比較し、収入では114万7,943円の増額で、1億847万7,718円、支出では556万2,653円の減額で、7,672万

3, 727円となり、この結果、単年度収支で3, 175万3, 991円の純利益となっております。

前年度と比較し、収入で増額となった主な要因は、他会計補助金の増額によるものであります。また、支出で減額となった主な要因は、職員給与費等の減額によるものであります。

(ハ)の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は、令和3年度の農業集落排水事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、132ページをお願いいたします。

132ページから135ページは決算報告書についてであります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款事業収益の決算額は1億985万8, 436円で、前年度と比較し、110万1, 798円の増額。また、支出では、第1款事業費用の決算額は7, 810万4, 445円で、前年度と比較し、520万2, 398円の減額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、134ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。収入であります。第1款資本的収入ではありませんでした。

支出では、第1款資本的支出の決算額は4, 297万9, 928円で、前年度と比較し、338万8, 229円の減額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額4, 297万9, 928円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金及び当年度利益剰余金処分額で補填するものであります。

139ページをお願いいたします。

139ページは損益計算書であります。

初めに、収益であります。1の営業収益は、1, 380万7, 180円で、使用料であります。

次に、中ほどの3の営業外収益は、9, 467万538円で、以上2項目を加えた

総収益は、1億847万7,718円となっております。

次に、費用であります。2の営業費用は6,997万1,231円、4の営業外費用は675万2,496円で、以上2項目を加えた総費用は、7,672万3,727円となっております。この結果、当年度の純利益は、表の下から4行目に記載のとおり、3,175万3,991円となっております。

次のページをお願いいたします。

140ページ、141ページは剰余金計算書であります。

初めに、資本金、資本剰余金であります。動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。

令和3年度においては、減債積立金などを取り崩した一方で、純利益3,175万3,991円を加え、利益剰余金合計は3,747万8,591円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より3,175万3,991円増加し、1億4,615万4,056円となるものです。

次のページをお願いいたします。

142ページは、剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって利益剰余金を処分するもので、当年度末未処分利益剰余金3,747万8,591円のうち、2,721万590円を資本金へ組入れ、926万8,001円を減債積立金へ、100万円を建設改良積立金へそれぞれ積立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

143ページは、貸借対照表であります。

初めに、資産の部であります。

1の固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり、12億3,929万5,262円で、前年度と比較し、4,348万4,992円の減額、(2)無形固定資産の合計は93万6,000円で、固定資産の合計は12億4,023万1,262円となっております。

2の流動資産の合計は、1,887万4,550円で、内訳の主なものは、現金預金が1,717万2,906円となっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、3,547万5,905円減の12

億5,910万5,812円となっております。

次のページをお願いいたします。

144ページは負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和3年度末未償還残高から令和4年度償還予定額を差し引いた残高1億6,123万846円であります。

4の流動負債の企業債4,409万3,124円は、令和4年度の企業債償還予定額であります。未払金822万9,059円は、委託料などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金11億7,615万7,034円から、減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額2億7,713万5,797円を控除した合計額は、8億9,902万1,237円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載しているとおり、11億1,295万1,756円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金1億810万9,552円、7の剰余金は、剰余金計算書で申しあげましたように、資本剰余金合計は56万5,913円で、これに利益剰余金合計3,747万8,591円を加えた剰余金の合計は、3,804万4,504円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、1億4,615万4,056円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産合計同様、12億5,910万5,812円となっております。

以上で、議案第55号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第56号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計の決算について御説明いたします。

176ページをお願いいたします。

初めに、漁業集落排水事業の決算概況についてであります。

(1) 総括事項。

(イ) の排水処理状況であります。

年度末の排水戸数は281戸で、前年度と比較し、5戸、1.7パーセント減少し、排水区域内の普及率は1.4パーセントとなっております。また、年間有収水量は、6万1,377立方メートルで、前年度と比較し、1,724立方メートル、2.7パーセント減少しましたが、有収率は100パーセントとなっております。

(ロ)の財政状況であります。まず、収益的収支において、収入では、前年度と比較し、323万4,710円の減額で、9,643万1,003円。支出では、132万6,114円の減額で、8,695万2,687円となり、この結果、単年度収支では、947万8,316円の純利益となっております。

前年度と比較し、収入で減額となった主な要因は、他会計補助金等の減額によるもので、また、支出の減額となった主な要因は、委託料等の減額によるものであります。

(ハ)の資金不足比率であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定される資金不足比率は、令和3年度の漁業集落排水事業会計決算では不良債務がないことから生じないものであります。

次に、162ページをお願いいたします。

162ページから165ページは決算報告書についてであります。

(1)の収益的収入及び支出であります。

収入であります。第1款事業収益の決算額は9,753万2,061円で、前年度と比較し、325万3,034円の減額。また、支出では、第1款事業費用の決算額は8,805万3,745円で、前年度と比較し、32万7,438円の減額となっております。

なお、消費税については、備考欄に記載のとおりであります。

次のページ、164ページをお願いいたします。

(2)の資本的収入及び支出であります。

収入であります。第1款資本的収入はありませんでした。

支出では、第1款資本的支出の決算額は2,863万5,639円で、前年度と比較し、1,064万2,564円の減額となっております。

この結果、資本的収支で不足する額2,863万5,639円につきましては、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであります。

169ページをお願いいたします。

169ページは、損益計算書であります。

初めに、収益であります。

1の営業収益は1,101万580円で、主なものは使用料であります。

3の営業外収益は8,542万423円で、他会計補助金などであります。

以上2項目を加えた総収益は、9,643万1,003円となっております。

次に、費用であります。

2の営業費用は7,711万3,484円、4の営業外費用は983万9,203円で、以上2項目を加えた総費用は、8,695万2,687円となっております。

この結果、当年度の純利益は、表の下から4行目に記載のとおり、947万8,316円となっております。

次のページをお願いいたします。

170ページ、171ページは剰余金計算書であります。

はじめに、資本金及び資本剰余金ありますが、ともに動きはなかったものであります。

次に、利益剰余金であります。

令和3年度においては、減債積立金を取り崩した一方で、純利益947万8,316円を加え、利益剰余金合計は1,902万2,407円となっております。

これにより、資本合計は、前年度末残高より947万8,316円増額し、4,820万1,751円となるものであります。

次のページをお願いいたします。

172ページは剰余金処分計算書（案）についてであります。

本案は、条例の定めるところによるほか、議会の議決をもって、利益剰余金を処分するもので、当年度末未処分利益剰余金1,784万7,292円のうち、836万8,976円を資本金へ組入れ、897万8,316円を減債積立金へ、50万円を建設改良積立金へそれぞれ積立てするものであります。

次のページをお願いいたします。

173ページは、貸借対照表であります。

初めに、資産の部であります。

1の固定資産のうち、(1)有形固定資産の合計は、表の中ほど右側に記載のとおり

り、12億1,249万5,212円で、前年度に比較し、5,277万854円の減額、(2)無形固定資産の合計は90万8,815円で、固定資産の合計は、12億1,340万4,027円となっております。

2の流動資産の合計は、1,892万1,855円で、内訳の主なものは、現金預金1,762万5,529円となっております。

以上により、資産の合計は、前年度と比較し、5,029万9,879円減の12億3,232万5,882円となっております。

次のページをお願いいたします。

174ページの上段は、負債の部であります。

3の固定負債の企業債は、企業債の令和3年度末未償還残高から令和4年度償還予定額を差し引いた残高4億471万2,265円であります。

4の流動負債の企業債2,919万924円は、令和3年度の企業債償還予定額であります。未払金788万5,474円は、委託料などであります。

5の繰延収益であります。長期前受金10億714万679円から、減価償却見合い分を収益化した長期前受金収益化累計額2億6,518万8,161円を控除した合計額は、7億4,195万2,518円となり、負債の合計は、表の中ほどの右側に記載している11億8,412万4,131円となっております。

次に、資本の部であります。

6の資本金は、自己資本金2,841万1,351円、7の剰余金は、剰余金計算書で申しあげましたように、資本剰余金の合計は76万7,993円で、これに利益剰余金1,902万2,407円を加えた剰余金の合計は、1,979万400円となっております。

この結果、資本金と剰余金を合わせた資本の合計は、4,820万1,751円となっております。

以上により、負債資本の合計は、資産合計同様、12億3,232万5,882円となっております。

以上で、議案第56号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計の決算の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、上水道、ガス、下水道、農業集落排水、漁業集落排水事業会計

の決算内容及び利益の処分案について御説明を申し上げましたが、御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三浦利通） 御苦労さんでした。

次に、監査委員から、決算審査における総括意見を求めます。鈴木監査委員

○監査委員（鈴木誠） それでは、企業局の各事業会計の決算に関する審査意見を御報告させていただきます。

座って報告させていただきますので、御了承願います。

決算審査意見書の1ページをお開き願います。

審査の対象は、令和3年度の男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計決算でございます。

審査の結果であります、各事業の決算書及び付属書類は、地方公営企業関係法令に定められた様式により作成されており、計数的に正確であると認められました。

また、各事業の令和4年3月31日現在の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。

以下、内容につきましては、財務状況など主なものについて御説明をいたします。

先ほどの企業局の説明の繰り返しとなる部分もございしますが、御了承願います。

初めに、上水道事業会計であります、15ページをお開きください。

事業の概要であります、給水人口は2万4,730人で、前年度より705人の減、普及率は97.9パーセント、有収水量は283万4,903立方メートルで、有収率は73.1パーセントとなり、前年度と比較し0.5ポイント上昇しております。

18ページをお開きください。

3の経営成績、(1)の比較損益計算書についてであります。表の下の説明を御覧になっていただきたいと思います。

アであります、営業収益5億929万7,229円に対し、営業費用は5億5,042万6,612円で、この結果、営業損失が4,112万9,383円となり、前年度より1,093万5,240円の減益となっております。

イであります、営業外収益5,861万5,621円に対し、営業外費用は3,674万9,495円で、この結果、2,186万6,126円の利益となり、前年

度より297万6,639円の増益となっております。

ウであります。上記のア、イのほかに、特別利益4万4,400円、特別損失429万9,654円をそれぞれ加えまして、総収益は5億6,795万7,250円、総費用は5億9,147万5,761円で、純損失が2,351万8,511円となり、前年度より1,363万8,508円の減益となっております。

次の19ページを御覧ください。

(2)の経営比率であります。一つ目の経営資本営業利益率は、経営資本がどれだけの営業利益を生み出すのかを見る指標であります。マイナス0.61パーセントで、前年度より0.17ポイント低下しております。

次の経営資本回転率は、経営資本から効率良く収益を上げているのかを見る指標であります。0.07回で、前年度と同じであります。

次の営業収益営業利益率は、営業収益に占める営業力によって稼いだ利益の割合を見る指標であります。マイナス8.08パーセントで、前年度より2.19ポイント低下しております。

24ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和3年度の上水道事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益5億6,795万7,250円に対して、総費用が5億9,147万5,761円で、純損失が2,351万8,511円となり、2年連続の赤字決算となった。

これは、給水戸数、給水人口が年々減少していることから、給水収益も減少する一方で、漏水に伴う修理費等の営業費用が増加していることなどによる。

資金収支面では、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

今後、人口減少に伴って、給水人口が減少を続けることから、給水収益の減少によって赤字が続くと見込まれ、現状のままでは、経営の一層の悪化に陥るとされており、令和3年度に策定した経営戦略においては、料金体系の見直しを検討すべきとしている。

また、年々低下している有収率を向上させるため、漏水調査や老朽管の更新が必要となっており、これに要する費用の増大が避けられないことから、計画的な更新事業の実施や、その財源の確保が課題とされている。

こうした課題に対応し、経営戦略の数値目標を着実に達成するに当たって、特に、市民の負担増につながる料金改定等については、説明責任を十分果たし、十分な理解を得た上で判断し、効果的な取組につなげるよう望みたい。

以上でございます。

続きまして、ガス事業会計であります。

次の25ページを御覧ください。

事業の概要であります。供給戸数は9,243戸で、前年度より217戸の減、普及率は68.8パーセントで、前年度より1.1ポイント低下しております。

28ページをお開きください。

3の経営成績、(1)の比較損益計算書についてであります。

表の下のアでございますが、営業収益4億9,459万8,448円に対し、営業費用は5億3,482万4,954円で、この結果、営業損失が4,022万6,506円となりましたが、前年度より561万9,936円の増益となっております。

イでございますが、営業外収益2,005万7,809円に対し、営業外費用は220万9,660円で、この結果、1,784万8,149円の利益となりましたが、前年度より74万7,409円の減益となっております。

ウでございますが、総収益は5億1,465万6,257円、総費用は5億3,703万4,614円で、純損失が2,237万8,357円となりましたが、前年度より487万2,527円の増益となっております。

次の29ページを御覧ください。

(2)の経営比率でございますが、経営資本営業利益率はマイナス2.55パーセントで、前年度より0.31ポイント上昇しております。

次の経営資本回転率は0.31回で、前年度より0.02回上昇しております。

次の営業収益営業利益率はマイナス8.13パーセントで、前年度より1.76ポイント上昇しております。

34ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和3年度のガス事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益5億1,465万6,257円に対して、総費用が5億3,703万4,614円で、純損失が2,237万8,357円となり、4年連続の赤字決算となった。

これは、供給戸数が減少する中で、原料費調整制度によりガス原料価格の上昇が料金に反映され、売上げが増加したものの、売上原価も増加したことなどによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

今後も、供給戸数の減少や他の燃料への切替え等によって供給量の減少が続き、料金収入が減少すると見込まれる一方、管路施設の耐震化事業等による建設改良費の増加が見込まれることから、経営の悪化が懸念されている。

このため、令和3年度に策定した経営戦略においては、コスト削減や耐震化率の向上、普及率の確保など、経営改善に向けた数値目標と、その達成に向けた具体的な取組事項が示されているので、これを着実に実行し、経営の改善につなげるよう期待したい。

以上でございます。

続きまして、下水道事業会計であります。

次の35ページを御覧ください。

事業の概要であります。水洗化人口は、公共下水道分が1万714人で、前年度より119人の減、特定環境保全公共下水道分が2,830人で、前年度より36人の減となっております。

水洗化率は、公共下水道分が76.3パーセントで、前年度より0.1ポイント上昇し、特定環境保全公共下水道分が65.0パーセントで、前年度より1.3ポイント上昇しております。

38ページをお開きください。

3の経営成績、(1)の比較損益計算書についてであります。

表の下のアでございますが、営業収益3億67万6,610円に対し、営業費用は

6億3,686万9,937円で、この結果、営業損失が3億3,619万3,327円となり、前年度より282万5,773円の減益となっております。

イであります。営業外収益5億545万8,579円に対し、営業外費用は1億2,046万6,475円で、この結果、3億8,499万2,104円の利益となりましたが、前年度より2,937万8,570円の減益となっております。

ウであります。総収益は8億613万5,189円、総費用は7億5,733万6,412円で、純利益が4,879万8,777円となりましたが、前年度より3,220万4,343円の減益となっております。

次の39ページを御覧ください。

(2) 経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス2.13パーセントで、前年度より0.08ポイント低下しております。

経営資本回転率は0.02回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス111.81パーセントで、前年度より3.21ポイント低下しています。

44ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和3年度の下水道事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益8億613万5,189円に対して、総費用が7億5,733万6,412円で、差引4,879万8,777円の黒字決算となった。

これは、3億3,619万3,327円の営業損失が生じたが、市の一般会計からの繰入金等により、営業外利益が3億8,499万2,104円となったことなどによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、また、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

下水道事業では、構築物等の多くの固定資産を有しており、減価償却費だけでも営業収益を大きく上回っていることから、繰出基準額を上回る、一般会計からの多額の繰入れによって事業を維持しており、経営改善を通じた繰入れの縮減が求められている。

このため、令和3年度に策定した経営戦略では、コスト削減や水洗化率の向上等の数値目標と、これを達成するための取組事項が示されており、その効果的な実行に努めるとともに、県と市町村の広域連携によって進みつつある維持管理業務の共同化等をさらに拡大することによって、経営の健全化につなげるよう期待するものである。

以上でございます。

続きまして、農業集落排水事業会計であります。

45ページを御覧になっていただきたいと思っております。

事業の概要であります。水洗化人口は946人で、前年度より18人の減、水洗化率は85.7パーセントで、前年度より1.3ポイント上昇しております。

48ページをお開きください。

3の経営成績、(1)比較損益計算書についてであります。

表の下のアであります。営業収益1,380万7,180円に対し、営業費用は6,997万1,231円で、この結果、営業損失が5,616万4,051円となりましたが、前年度より353万8,983円の増益となっております。

イであります。営業外収益9,467万538円に対し、営業外費用は675万2,496円で、この結果、8,791万8,042円の利益となり、前年度より317万1,613円の増益となっております。

ウであります。総収益は1億847万7,718円、総費用は7,672万3,727円で、純利益が3,175万3,991円となり、前年度より671万596円の増益となっております。

次の49ページを御覧ください。

(2)経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス4.41パーセントで、前年度より0.14ポイント上昇しております。

経営資本回転率は0.01回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス406.77パーセントで、前年度より11.65ポイント上昇しております。

54ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和3年度の農業集落排水事業会計における経営成績及び財政状態等について

て、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益1億847万7,718円に対して、総費用が7,672万3,727円で、差引3,175万3,991円の黒字決算となった。

これは、5,616万4,051円の営業損失が生じたが、市の一般会計からの繰入金等によって、営業外利益が8,791万8,042円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

農業集落排水事業では、構築物等の固定資産の減価償却費だけでも使用料を上回っていることから、事業を維持するに当たって、繰出基準を上回る、市の一般会計からの多額の繰入れに依存せざるを得ない。

排水戸数の減少が続く中であって、使用料の伸びを見込むことは難しいことから、今後も徹底した経費の削減等に努め、経営の健全化を図るよう望みたい。

以上でございます。

続きまして、漁業集落排水事業会計であります。

次の55ページを御覧いただきたいと思えます。

事業の概要であります。水洗化人口は315人で、前年度より24人の減、水洗化率は87.7パーセントで、前年度より3.7ポイント減少しております。

58ページをお開きください。

3の経営成績、(1)の比較損益計算書についてであります。

表の下のアであります。営業収益1,101万580円に対し、営業費用は7,711万3,484円で、この結果、営業損失が6,610万2,904円となり、前年度より37万3,740円の減益となっております。

イであります。営業外収益8,542万423円に対し、営業外費用は983万9,203円で、この結果、7,558万1,220円の利益となりましたが、前年度より153万4,856円の減益となっております。

ウであります。総収益は9,643万1,003円、総費用は8,695万2,687円で、純利益が947万8,316円となりましたが、前年度より190万8,596円の減益となっております。

次の59ページを御覧ください。

(2) 経営比率であります。経営資本営業利益率はマイナス5.3パーセントで、前年度より0.24ポイント低下しております。

経営資本回転率は0.01回となっております。

営業収益営業利益率はマイナス600.36パーセントで、前年度より13.17ポイント低下しております。

64ページをお開きください。

6のむすびでございますが、朗読させていただきます。

以上、令和3年度の漁業集落排水事業会計における経営成績及び財政状態等について、その内容を分析してきた。

当年度の経営状況は、総収益9,643万1,003円に対して、総費用が8,695万2,687円で、差引947万8,316円の黒字決算となった。

これは、6,610万2,904円の営業損失が生じたが、一般会計からの繰入金等によって、営業外利益が7,558万1,220円となったことによる。

資金収支面は、内部留保資金を保有していることから、不良債務は発生しておらず、財政健全化法に基づく資金不足比率も生じていない。

漁業集落排水事業では、構築物等の固定資産の減価償却費だけでも使用料を上回っていることから、事業を維持するためには、繰出基準を上回る、市の一般会計からの多額の繰入れに依存せざるを得ない状況にある。

排水戸数の減少が続く中であって、使用料の伸びを見込むことは難しいことから、今後も徹底した経費の削減等に努め、経営の健全化を図るよう望みたい。

以上でございます。

次に、資金不足比率審査意見書の1ページをお開き願います。

令和3年度男鹿市公営企業会計資金不足比率に関する審査意見のうち、上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計について御説明いたします。

審査は令和4年7月5日に実施いたしました。

その結果でございますが、2ページの表のとおり、審査に付された各事業会計の資金不足比率は発生しておらず、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上でございます。

以上、令和3年度男鹿市上水道、ガス、下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の各事業会計の決算及び資金不足比率に関する審査意見を述べさせていただきました。どうかよろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） 大変どうも御苦労さんでした。

以上で、補足説明及び監査委員からの総括意見が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので順次これを許します。最初に14番小野委員。14番

○14番（小野肇委員） 長時間、そして詳細な御説明、御苦労さまでした。ありがとうございます。

私の方から、通告に従いまして3点、上水道、下水道、そしてガス事業について御質問いたします。

まずは、上水道のことで御質問いたします。

令和3年度男鹿市公営企業会計決算審査意見書でも述べられているとおり、給水戸数、給水人口、年々減少していることから、給水収益も減少する一方で、修理等の費用が増加しているとのことです。今後も、人口減少により給水収益の減少によって赤字が続くと見込まれるようですが、現実に平成28年度に5億4,366万284円あった給水収益が、令和3年度では4億9,945万8,095円と、6年で4,420万2,189円と少なくなっております。経営の悪化を防ぐために令和3年度に策定した経営戦略でも、料金体系の見直しを検討するべきと記載されております。言葉は優しく書かれておりますが、このことは水道料金の値上げを指していると思われまます。ですが、安易な料金値上げについては、市民は納得しないと思います。現実的に料金の回収率も93.29パーセントと、給水現益が供給単価を上回っております。給水収益に結びつく全てのことをやってこそ、市民の理解を得ることができ、料金の改定に取りかかることができそうですが、市民の理解を得るために、今後皆様は何をやるか、それをお聞かせください。

続いて、ガス事業について質問いたします。

上水道と同様に、令和3年度男鹿市公営企業会計決算審査意見書でも述べられているとおり、今後も供給戸数の減少や他の燃料への切替え等によって供給量の減少が続く、料金収入の減少が見込まれる一方、建設改良費の増加が見込まれることから、経

営の悪化が懸念されているとのこと。確かに総販売ガス量は、加茂を含めて1万カロリー計算で、平成28年度と令和3年度で比べますと、32万7,458立方メートルの減少となっております。ですが、決算書をよく見ますと、収益が増えているものもございます。器具販売収益が平成28年度で1,872万3,704円でありましたが、令和3年度では何と3,327万4,900円と、6年間で1,455万5,696円の増益となっております。職員の営業活動の賜物と思いますが、増益のこの理由と、今後の器具販売についてのお考えをお知らせください。

それと、通告しておりませんが、ガス事業の人件費のところの一つお聞きしたいと思います。

ガス事業は、皆さん御存じのとおり、ガスの主任技術者がいないと事業が成り立ちません。ガス主任技術者の有資格者の人数、それと給与が資格のある人とない人に比べて比較するとどうなのか。また、事業責任を抱えて業務に当たっている者については、特別の手当を支給しているのか、その辺をお知らせください。

最後に、下水道事業について御質問いたします。

本市では、下水道の建設工事は令和2年度で概成し、今後は施設の維持管理と修繕に費用負担が増加いたします。令和3年度男鹿市公営企業会計決算審査意見書でも述べられているとおり、経営戦略では、県と市町村の広域連携によって進みつつある維持管理業務の共同化等をさらに拡大することによって、経営の健全化につながると記載しております。第5次男鹿市行政改革大綱でも、管路維持管理包括委託を令和4年度では一部実施となっております。

そこで、まず一つ目は、管路維持管理包括委託の実施内容と、令和3年度と比較して令和4年度の本市の予算の増減の見込みについて、少しお聞きしたいと思います。

それと、二つ目といたしまして、共同化の拡大に関連して質問いたしますけれども、県内の自治体の生活排水処理事業を取り巻く現状では、技術職員の不足、老朽施設の増加、人口減少に伴う使用料収入の悪化、いわゆるヒト・モノ・カネの課題が顕著化しており、単独での事業運営が困難になりつつあると言われております。そこで県では、市町村の生活排水処理事業を支援する株式会社を令和5年度に設立し、令和6年度に本格運用するというスケジュールを示しております。これに参加することによって、本市の予算の縮減が図られるのか。また、災害時の支援にプラスになるのか。

どんな内容が男鹿市にとってプラスになるのか。

以上、お聞きいたします。よろしく申し上げます。

○委員長（三浦利通） 答弁を求めます。佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） それでは、3事業に対しての質問でありますけども、まず上水道事業会計であります。

料金の見直し、料金改定についての質問がありましたけども、まず水道事業につきましては、これまで組織の見直しによる人員の削減、電気料金の見直しなど、経費の節減に努めてまいりました。そのため、県内でも低い料金水準を維持してきております。しかし、人口減少に伴う料金収入の減少や更新需要の増大などにより、現行料金のままでは必要な維持管理や建設投資に影響を及ぼすことから、水道事業の健全な運営を確保するためには、適正な料金水準にする必要があると考えております。そこで、市民の皆様にとって、水道料金の引上げについては受け入れがたいことであるという認識は持っております。

今後も引き続き、経営戦略に沿った事業運営を行い、経費の節減に努め、将来にわたり健全な経営をしていくためには、料金改定が必要なことについて、様々な手法や機会の中で理解を得られるよう説明し、努力してまいりたいと考えております。

次に、ガス事業についてであります。

器具販売収益の増収ですけども、これにつきましては、これまで、いわゆるガス展などを年に1回程度行ってまいりましたけども、令和3年度については、2回、男鹿の逸品コレクションへの出品を含めて2回行って、売上げが増加したものであります。さらに、県内のリフォーム業者に営業を進めて、いわゆる流し台とかお風呂など、そのリフォームの方にも拡大しておりまして、そこで現在は収益を確保していることから、今後も器具販売を拡大していきたいと考えております。

それから、ガスの主任技術者についての質問ですけども、これは現在、企業局では4人おります。そして、その給与ですけども、これについての差はございません。あくまでも給与表に基づいて支給されております。

ただし、今委員からも質問がありましたけども、重大な責任を負っていると、その職員に何の差もないのかということでしたけども、これにつきましては、今年度4月から、主任技術者に対する、いわゆる危険手当といいますか、それを新設して、この

4月から支給を始めたところであります。

それから、下水道事業会計です。

まずその1点の管路包括管理ですけれども、管路の維持管理業務等を県と市町村とで共同発注することにより、持続可能な維持管理体制の構築とコスト縮減が見込めるとのことで、令和4年度から、秋田湾雄物川流域下水道の関連する7自治体で管路包括管理の民間委託が開始されております。

委託内容は、マンホールの腐食状況の確認や蓋の点検、マンホールポンプ保守点検、住民からの通報、事故時の初動対応などで、3年間の委託となっております。これにより、市では年間約200万円のコスト削減が図られるものと見込んでおります。

最後に、株式会社の設立についてですけれども、県では、市町村ごとでは対応が難しくなっている業務の持続性を高めようと、令和5年度中に官民出資の会社を設立する計画を提案しております。令和4年5月に開催された県、市町村共同政策会議の総会において、市町村の安定的な下水道事業を支援するための官民出資の株式会社について、県内の全25市町村が出資する方針を確認しております。官民出資の新会社では、市町村のニーズに応えた経営戦略やストックマネジメント計画、点検・調査計画等の策定や経営分析、収支将来予測などのシミュレーションのほか、資産管理、証書作成、台帳管理、工事監督補助、委託履行管理業務などを行う予定であると伺っております。

以上です。

○委員長（三浦利通） 小野委員

○14番（小野肇委員） 説明ありがとうございました。

私の私見になるか分かりませんが、上水道に関しては、まず施設の有効活用、そして余剰な能力を有効活用して費用の縮減を図るべきではないかと思えます。何を言いたいかという、私は若美浄水場に着眼しております。若美浄水場は、1日1,000立方の余剰水があるはずですが、これをただ海に流しておくのには、本当にもったいないものではないでしょうか。

現在、大潟村との平成22年度から行われている協議が、大潟村で1日1,600トンが全量供給、それを滝の頭の湧水でないと受け入れできないとのことから、現在協議会は休止状況だと伺っております。私が聞いてるところでは、大潟村さんの現状は、取水施設の改良を行い、浸透水を水源とした井戸を使用しているようですが、現

状でも取水については問題を抱えているようであります。そのことは、今年の春先、一部で給水制限を大潟村さんの方では行ったそうです。

私は、県道男鹿八竜線の西側の大潟村さんの道の駅、干拓博物館、パックご飯工場等に給水できるように、ここを認可変更してですね、給水範囲を広げてはどうかと。もちろん相手があつてのことですけども、今ある若美の滝の頭の1,000トンをただみすみす流すよりも、収益に結びつけた方が、これが後で広域連携を含む大潟村への水道水供給の足がかりにもなるのではないかと考えますが、その大潟村の給水について、現在どのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

それと、ガス事業については分かりました。ただ、リフォーム業者との提携ということなんですけども、便器とか浴槽とかキッチンとかそういうものも一緒に販売の中には含まれているのか。そこを聞かせてください。

それと、最後の下水道の分なんですけども、株式会社設立のその趣旨は分かるんですけど、実際やっている内容を見ると、男鹿は工事概成しておりますので、まずこれから工事はほぼないだろうと。ただ維持管理をするにした場合ですね、男鹿の職員が一番男鹿のことを分かってるわけですよ。ですので、計画もすぐ立てられるだろうし、もちろんコンサルさんの手助けをもらおうと思いますけども、そこで入札で戦いが始まって安くできるようなこともあると思いますので、その辺について、ちょっと私の考えが古いかどうか分かりませんが、今の現状では、私は何となく、まあ何ていうんですかね、共助といえればあれなんですけど、ほかの弱い市町村を助けるために男鹿が参加するという趣旨であれば、まだ何かいい感じに捉えるんですけども、ただやはり住民抱えておまして、その分で料金が上がるようなことがあると、やはりちょっと一考しないといけないのかという考えもあります。まあ分かる範囲で結構です。これ、やっぱ全市町村が手を挙げたということですので、まあ難しいと思いますけど、やはり参加するんですよ。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） 佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） まず、大潟村といいますか、滝の頭の若美浄水場の水の件であります。

委員御存じのとおり、大潟村とは、平成22年、大潟村からの要望があつて、これ

まで協議会、幹事会をずっと続けてきました。協議会については5回、幹事会については20回、しかも送水方法、供給方法などについても四つの案を検討してきた経緯があります。ただし、最終的には、令和3年2月の第5回協議会において、大潟村の方から、現在の方法では受け入れがたいと。まあ当時、滝の頭100パーセントの水ではないということで、協議会が中断した形になっております。で、私の方でも当然経営のことを考えまして、いろいろ大潟村への供給をまあ断念したわけではなく、県で現在水道の広域化のことも検討しておりますので、それに向けて、私の方ではいろんな方策をまだ考えているところです。で、現実、現在大潟村から直接要望等が再開されたということではありません。なので、今後も注視していきたいと考えております。

それから、ガスですけれども、リフォームの件で便器などとありましたけれども、これもあります。全てガスや水道に結びついているものですので、その全体の一つとして便器なども、で、現実にその売上げの実績もございますので、今後も頑張っていきたいと思っております。

それから、下水道の株式会社、委員のおっしゃるとおり、非常にこちらの方としても難しい問題だと考えております。ただし、県と市町村でそれぞれ今後検討していくということになっておりますので、男鹿市でも手を挙げていっておりますので、今後内容については、この後も検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（三浦利通） 再質疑。小野委員

○14番（小野肇委員） 大潟村に関しては、男鹿市もよく、大潟村もよくということで、その認可変更を行って給水区域を広げることが何か一番いいような感じがいたします。現実に大潟村は、多分、市長の耳の方に入ってるか分かりませんが、水で困ってるような話は聞いているかいないかちょっとあれなんですけれども、実際1,000トンという水は大変大きな収益につながりますので、まあその辺をよく考えてはいると思いますが、料金値上げの前にその辺のところを納得しないと、やはりまだ余地があるんじゃないかというようなところにもなると思います。もちろん相手があることですので、相手が拒否すればそれまでだと思いますが、どうかその辺のことよろしく願いいたします。

○委員長（三浦利通） 菅原市長

○市長（菅原広二） 非常にいい御指摘をいただきました。私も、若美の浄水場を見に行きたいと思ってあったんですよ。あそこだけ非常に行きにくいところで、まだ行ってないすな。だからそれを見ながら、何とか常にいつも話合いのチャンネルはいつでもつなげるように、そういうつもりでおりますから、どうか委員の皆様からもその気持ちをこう分かっていただきたい。

今、社会インフラいろいろありますけども、いつも私が言うように、飲料水が一番大事ですよ。飲料水が止まると生活できないわけです。電気とか道路とか、それからガスとか下水道止まってもね、ちょっとは我慢できる。水は命の水ですから。それから、やっぱり私たちがこういう田舎にいて、そういう滝の頭っていうすばらしい環境、すばらしい水を飲むことに、まず自然と親祖先に感謝しながらね、何とかそのチャンネルは常に持っていきたいと思ってますから、ただいろいろな、各論ではいろいろな問題あること、委員が一番御存じだと思いますけども、どうか委員の皆さんからもね、そういうことを分かりながら、やっぱり大潟村も質のいい水を欲しがってることは間違いないはずですから、そこあたり何とかやっていきたいと思ってます。

あとそれから、市町村の生活排水事業について、男鹿はやっぱり優秀な技術者がいっぱいいるわけですよ。そのことを懸念してるんだと思います。だからそのことについては、地域全体のやっぱりこれからの市町村の連携プレーというのは非常に大事なことで、だからその中で、男鹿のやっぱり特技っていうかね、特徴を生かしながら、その協議会の場に入っていくと、そういうことだと思ってます。だから男鹿ではいい技術者がいるから、そのことをPRしながら、その活用とか、それがほかの市町村とも一緒にやれるんじゃないかなと。やっぱりスケールメリットですから、男鹿だけじゃなくて、こうもっと全体的なことの大きな枠の中で、スケールメリットはあると思ってますから、何とか前向きに取り組んで、問題もありますけども、みんなと協調しながらやっていきたいと。いろんなことが、やっぱり近隣の市町村と協調してやらなければだめな時代に入ってますので、そのことも御理解を願いたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（三浦利通） 14番小野委員の質問を終結いたします。

次に、12番太田委員の質疑を認めます。12番

○12番（太田穰委員） どうもお疲れさまでございます。

私からは、水道事業及び下水道事業について質問させていただきます。もしかしたら小野委員とダブるところもあるかもしれませんが、どうかよろしくお願ひしたいと思ひいます。

初めに、監査意見書にもあるとおり、水道料金収入は、人口減少や節水型社会への移行とともに減少しておりまして、特に今後人口減少が進む小規模自治体において、大きく減少することが想定されます。一方で、高度経済成長期に整備した管路等の更新時期であります。決算書にもあるとおり、現在の更新率は低い状況であります。水道事業、下水道事業、ガス事業、どの事業においても、今後更新費用の増大が見込まれますが、収入は減少する一方で、支出は増加することになります。生活に必要なインフラである各事業を持続的に経営していくためには、経営努力に取り組ながら、適切に管路の更新を行っていくことが必要です。

それでは、通告に従ひ質問させていただきます。

初めに、上水道、下水道の加入促進に向けて、現在どう取り組んでいるのか伺ひいます。

特に下水道事業においては、排水区域内における下水道普及率72.8パーセントとのことですが、脇本地区の下水道加入率が低いと思ひますが、どのように加入促進を図っていくのか、お伺ひいたします。

それと、経営状況、依然と厳しいですが、一般会計からの基準外繰入に頼らなくても経営改善できるためには何に取り組んでいくのか、お伺ひいたします。

それと、報告第8号において、水道料金、ガス器具の債権放棄についての報告がありました。下水道事業においては、公営企業法上、債権放棄を議会へ報告する必要がありませんが、今後、下水道事業の未収金において見込まれる債権放棄は幾らくらいになるのか、お伺ひします。

また、債権放棄しなくてもいいように、どのような方策をとっているのか、お伺ひいたします。

それと、水道料金の時効について、ちょっと前までは2年でしたが、令和2年の民法改正により、令和2年4月1日以降に契約した水道料金の消滅時効の完成時期は、基本的に地方自治法が適用される下水道と同じ5年になりました。ということは、令

和2年3月31日までに契約した水道料金については、令和3年度中に消滅時効を迎えることとなりますが、このたびの債権放棄において、時効の援用によるもの、また、破産宣告によるもの、行方不明などもあると思いますが、55件、20万4,061円の内訳についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（三浦利通） 答弁を求めます。佐藤企業局長

○企業局長（佐藤孝悦） それでは、質問にお答えいたします。

初めに、上水道の加入促進についてであります。

現在、男鹿市では、上水道の加入率が97.9パーセントと非常に高い状態にあります。逆に言うと、必要とされる人は、ほぼ加入しているというふうに考えております。ただ、現在井戸水を使用している方のポンプが壊れたときなどについては、今後の経費を考えると、上水道に入った方が安価であると、そういう状況提供をしながら、上水道へ切り替えてくれるように加入促進を図っているところであります。

次に、下水道です。

脇本地区は非常にまず加入率が低いわけですが、要因としましては、いわゆる一人世帯や高齢者世帯の割合が高いためだと考えております。80代の一人暮らしとかであれば、もう自分の代でこのうちは終わると、誰も跡継ぎがないなど、そういう家庭については、今後下水道につなぐ気はないと、気持ちはないというふうな回答などもあり、実情そうなんだなというところがあります。それでも、県外に家族がいる場合については、お盆など帰省時に訪問して直接面談をしたりして、加入の意思を踏まえて加入促進を図っているところであります。

次に、下水道の一般会計に依存しない経営改善ですが、下水道事業の問題として、整備費用に要した企業債の償還が非常に多額であったと。今後、償還金は年々減少していくため、新たな借入れを抑えて企業債の償還金を増やさないようにして、基準外繰入を減らしていきたいと考えております。そのほかにも、当然ながら、より一層の加入促進を図り、広域化などによる経費削減にも努めてまいりたいと考えております。

下水道の未収金による債権放棄ですが、これにつきましては、今後どれくらいになるかという見込みは特にありません。極力そうならないように、特に下水道の場

合は、上水道と一体とした料金体系となっておりますので、上水道と合わせて新たな滞納者を生まないように、供給停止など、それを徹底していくことによって滞納額を増加しないように努めているところであります。

それから、水道料金の民法改正に伴う影響ですけれども、これまで民法上で2年だったものが5年に改正されたので、当然、以前のものについては2年で時効は成立しているわけですが、私の方では、不納欠損処理につきましては、事務上の効率化を考えまして、ガス、下水道と同じで5年で対応しておりました。ただ、2年でいいものももっていたということではなくて、不納欠損の処理を5年で行っていたということでもあります。そのために、事務上、また、未納者について不利益になることはありませんけれども、そのように法令的には対応しておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（三浦利通） 再質疑。太田委員

○12番（太田穰委員） ありがとうございます。終わります。

○委員長（三浦利通） 12番太田委員の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時07分 休 憩

午後 3時07分 再 開

○委員長（三浦利通） 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○委員長（三浦利通） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第52号令和3年度男鹿市上水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号令和3年度男鹿市ガス事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第54号令和3年度男鹿市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号令和3年度男鹿市農業集落排水事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号令和3年度男鹿市漁業集落排水事業会計決算の認定についてを採決いたします。本件を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

これにて企業局事業会計の審査を終了いたします。大変どうも御苦労さまでした。

お諮りいたします。委員長報告については、当席に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(三浦利通) 御異議なしと認めます。よって、委員長報告は当席に一任されました。

次に、お諮りいたします。冒頭皆様にお諮りいたしましたように、本委員会の日程についてであります。全ての日程を終了いたしましたので、本日をもって終了することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会をこれにて閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時10分 閉 会